

資料3

第3次村上市総合計画 基本計画（素案）

第3次村上市総合計画基本計画の体系図

(基本目標)

(基本計画)

1 子育てと健康のまち	政策 1-1	子育て
	政策 1-2	健康・医療
	政策 1-3	高齢者福祉
	政策 1-4	障がい者福祉
	政策 1-5	地域福祉
2 豊かで安心なまち	政策 2-1	防災
	政策 2-2	消防・救急
	政策 2-3	防犯・交通安全
	政策 2-4	環境・エネルギー
	政策 2-5	生活衛生
	政策 2-6	上下水道
	政策 2-7	河川・海岸
	政策 2-8	道路
	政策 2-9	公共交通
	政策 2-10	市街地・景観
	政策 2-11	住環境
3 魅力ある賑わいのまち	政策 3-1	農業
	政策 3-2	林業
	政策 3-3	水産業
	政策 3-4	商工業
	政策 3-5	観光
	政策 3-6	港
	政策 3-7	就労・雇用
4 人が輝く郷育のまち	政策 4-1	学校教育
	政策 4-2	生涯学習
	政策 4-3	文化芸術
	政策 4-4	スポーツ
5 多様性が広がるまち	政策 5-1	共生社会
	政策 5-2	地域づくり
	政策 5-3	広報広聴
	政策 5-4	デジタル
	政策 5-5	行政運営

政策 1-1 子育て

<政策の方針>

安心して子どもを産み育てられるまちづくり

- ①産前産後の不安解消や子育てに関する相談など、母子保健と子育て支援体制の充実に向け、子育て世代包括支援センターを核としながら関係機関と連携した子育てのまちづくりに取り組みます。
- ②就労と子育ての両立や多様な保育ニーズに対応するため、民間サービスの導入や専門人材の確保・育成などにより、保育の環境整備とサービスの充実に努めます。
- ③子どもが安全に遊べる施設の整備や病児・病後児保育の運営、子育てにかかる負担軽減策など、多方面から子育てを支援し、安心できる子育て環境をつくります。

<現状>

- ①産婦人科・小児科の医師不足と偏在が顕著になっています。
- ②核家族化や晩婚化等によって、出産や育児において家族等の身近な人からのサポートが得にくく、不安や孤立感を抱いている人がいます。
- ③乳幼児健診では、育児相談や離乳食を含めた食育指導、歯科指導など、きめ細やかな支援を行っていますが、出生数の減少により、適正月齢時に乳幼児健診が実施できない地区もあります。
- ④精神発達や情緒行動に問題を抱えている子どもが多くなっています。
- ⑤不妊治療にかかる経済的な負担を軽減させるための支援を行っています。
- ⑥保育施設の老朽化が進む中、大規模修繕や施設更新が必要となっています。
- ⑦就労環境の変化や核家族化の進行などにより、保育ニーズの多様化が進んでいます。特に3歳未満児保育のニーズが高く、希望する施設に入園できない場合も多くなっています。
- ⑧学童保育所の入所申込者数が増加する一方で、支援員の不足や高齢化が進んでいます。
- ⑨子どもが屋内で遊べる施設の整備を希望する声が多く聞かれています。
- ⑩子育て支援を目的とするNPOや民間団体などが積極的に活動するようになってきています。

<課題>

- ①ICTなどを活かし、出産や育児に関する悩みや不安を気軽に専門医などに相談できるようなシステムづくりが必要となっています。
- ②産後などに孤立感を深めることなく安心して過ごすことのできる支援体制の構築が必要となっています。
- ③乳幼児健診においては、出生数の減少に合わせた効果的な指導が行えるよう、実施体制を見直す必要があります。
- ④精神発達等に問題を抱えている子どもと保護者の支援に向けて、関係機関との連携体制づくりを更に進めていく必要があります。
- ⑤少子化や晩婚化が進む中、不妊症治療に加え、不育症に対する支援など、子どもを望む人の経済的な負担軽減支援策の強化が求められています。
- ⑥市民のニーズと安全性を両立した保育環境の整備を、早期に進めていく必要があります。
- ⑦3歳未満児保育や休日保育など、多様化する保育ニーズに対応していくため、民間活力を活用した施設整備や保育士の確保に力を入れる必要があります。
- ⑧学童保育について、多様な団体と協力しながら、運営の継続や支援員の確保などを進めていく必要があります。
- ⑨子どもが安全に遊べる屋内施設の整備が必要です。
- ⑩子育て家庭が孤立することのないよう、多様な団体などと協力し、地域における子育て支援の充実を図る必要があります。

<主要施策>

1. 母子保健事業の充実

主な取組	<p>①妊産婦や子どもの発達段階に応じた適切な保健指導等を行うとともに、ICTなどを活用した健康医療相談事業に取り組むなど、育児や健康に関する相談支援体制の充実・強化を図ります。</p> <p>②産後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行うことにより、安心して子育てができるよう支援します。</p> <p>③発達障害などの早期発見・支援につなげるため、専門機関や民間事業所などと連携した支援体制づくりを推進します。</p> <p>④子どもを望む人の経済的な負担軽減を含め、妊産婦に対する医療支援の拡充を図ります。</p>
------	---

2. 保育環境の整備・改善

主な取組	<p>①将来を見据えながら、適正な規模による保育園運営とニーズに合ったサービスの実現に向け、保育施設の改修や民間による整備を推進します。</p> <p>②ニーズの高い3歳未満児保育の受入拡充などに向けて、民間活力の導入や保育士資格取得の支援を行い、保育の供給力確保に取り組みます。</p> <p>③休日保育や病児・病後児保育、学童保育などの保育サービスの充実と確保により、就労と子育ての両立を支援します。</p>
------	--

3. 子育てを応援する環境づくり

主な取組	<p>①子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠から出産、子育てまで切れ目のない相談支援を行うとともに、医療や福祉、教育などの関係機関と連携しながら、安心して子育てができるようサポートします。</p> <p>②子で参加できる子育て拠点としての子育て支援センターの機能強化を図ります。</p> <p>③子どもが安全に遊べる遊び場を整備し、子育て環境の充実を図ります。</p> <p>④ファミリー・サポート・センター事業やワーク・ライフ・バランスの推進などを進めるとともに、市民や子育て支援団体、関係機関、企業等と連携した子育てを地域で支える体制づくりと子育てに関する機運の醸成を図ります。</p> <p>⑤子育てにかかる経済的負担の軽減を図り、若い世代の安心と健やかな子どもの成長を支援する取組を推進します。</p> <p>⑥総合型地域スポーツクラブ等関係団体との連携を図りながら、子どもの体力向上や健康づくりを推進します。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
合計特殊出生率	1.32 (R1)	向上させる
病児保育事業利用者の満足度	97.5%	98%
この地域で子育てしたいと思う親の割合	91.7%	向上させる

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①ファミリー・サポート・センター事業など、子育て支援のしくみづくりへの協力	①子育て支援団体による活動への協力
②子育てに関する地域の見守り活動への協力	②学校や地域による子ども向け事業への協力
③子育てと就労の両立への理解	③子育てと両立できる就労環境づくりへの理解
④フードバンクや学用品のリユースなどへの協力	④フードバンクなどへの協力

政策 1-2 健康・医療

<政策の方針>

心と体の健康を守り、元気に暮らし続けられるまちづくり

- ①特定健康診査やがん検診の受診率向上と生活習慣病予防対策を軸としながら、ライフステージに合わせた健康増進を図ります。
- ②市民、関係団体との協力体制づくりや相談窓口の周知を進め、自殺者ゼロを目指します。
- ③医療資源の確保と医療体制の充実を図るとともに、医療費の適正化と適正な受診を進めます。

<現状>

- ①近年の主な死因及び医療費上昇の原因は、「がん」「循環器系の疾患」となっています。また、レセプトなどのデータ分析結果から、死亡や要介護等につながるリスクが高い「糖尿病性腎症」「虚血性心疾患」「脳血管疾患」の治療を行っている人が多い状況となっています。
- ②生活習慣病の発症及び重症化を予防するためにも特定健康診査が重要ですが、受診率は県平均を下回っています。また、がん検診の受診率も伸び悩んでいる状況です。
- ③医師の偏在や専門医の不足に加えて、医師の高齢化が顕著となっています。
- ④核家族化の進展により、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯の割合は増加傾向にあります。
- ⑤子どものむし歯有病率について、12歳児は県平均を下回っていますが、3歳・5歳児は県平均を上回っています。また、成人期の歯周病を有する者の割合は減少傾向にありますが、6割弱で推移しています。
- ⑥令和2年人口10万人対の自殺死亡率は、国と県の平均を下回ったものの、毎年10人以上の方が自殺で亡くなっています。
- ⑦国民健康保険の一人当たりの医療費は毎年県平均を上回っています。また、ジェネリック医薬品の普及率は年々上昇していますが、県平均を下回っている状況が続いています。

<課題>

- ①生活習慣病の発症や重症化の予防を進めていく中で、健康無関心層に対する特定健康診査の受診や健康づくりに向けたアプローチ手法が課題となっています。また、健康寿命の延伸のためにも、引き続き、生活習慣病などの疾病予防と介護予防を一体的に実施していく必要があります。
- ②健（検）診の重要性についての理解や周知を進めながら、事業者や医療機関との連携を図り、受診率向上に取り組んでいく必要があります。
- ③医師の働き方改革を控え、医師の確保が喫緊の課題となっています。
- ④在宅医療の充実が求められる一方で、往診医の減少・高齢化が課題となっています。
- ⑤幼児期のむし歯有病率減少に向けて、歯磨きの指導やフッ化物物利用による歯質強化などに取り組むとともに、かかりつけ歯科医による定期的な歯科健診の重要性について市民への周知や理解を更に図っていく必要があります。
- ⑥本市の特徴である「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」に関する自殺対策を重点的に行う必要があります。
- ⑦医療費の適正化に向け、関係機関の協力を得ながら、ジェネリック医薬品の利用促進と重複・頻回受診者、重複服薬者への指導を継続していく必要があります。

<主要施策>

1. 生活習慣病等の発症及び重症化の予防

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①生活習慣病の発症予防のため、食事や運動、生活リズムなどに関する周知活動や健康教育を行います。②健診結果やレセプトデータを活用した保健指導を実施し、糖尿病性腎症や脳血管疾患などの重症化を予防する取組を強化します。③受診しやすい健(検)診体制(申し込み方法や受診体制など)づくりや、健(検)診の重要性に関する広報・啓発活動などにより、特定健康診査やがん検診の受診率向上を図ります。④新型コロナウイルスをはじめ、感染症に対する正しい理解の周知を図るとともに、各種予防接種事業の実施により、感染症の拡大や重症化を防ぎます。
------	---

2. 地域医療体制の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①将来にわたり、地域で安定した保健医療サービスを提供することができるよう、保健医療関係者をはじめ、医療機関や関係自治体などと連携しながら、医療資源の確保と有効利用に努めます。②医学生修学資金貸与事業や臨床研修医確保支援事業等により、若手医師の確保を図ります。③村上地域住宅医療推進センターや関係機関と連携し、ICTシステムの導入等による効率的な医療とサービスの向上を図ります。④将来を見据えた地域医療に対する正しい理解を得るための周知に努めます。⑤地域医療を支える柱となる村上総合病院に対して必要な支援を行います。
------	---

3. 歯と口腔の健康増進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①幼児期、学童期、思春期を通してフッ化物利用による歯質強化を推進します。②かかりつけ歯科医を持つことや歯科定期健診の重要性に関する啓発活動を行うとともに、歯科衛生士による歯科指導を関係機関と連携して実施します。
------	--

4. 自殺対策の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①健康教育や講演、ゲートキーパー養成講座などを通じて自殺予防に対する市民の知識や意識を高め、地域で見守る体制づくりと早期の相談や受診につながるよう取り組みます。②ホームページやSNS等を活用し、幅広い世代や様々な環境に置かれている方に向けて相談窓口の周知や自殺予防に関する啓発活動を行います。③関係機関と自殺予防ネットワークを構築し、効果的な自殺対策を推進します。④特定健康診査や訪問活動などの際に、うつスクリーニング調査を実施し、ハイリスク者の把握や早期支援に取り組みます。
------	---

5. 医療費適正化の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①特定健康診査や特定保健指導などをきっかけとした疾病予防・重症化予防の取組により、医療費の適正化を推進します。②適正受診を推進するとともに、ジェネリック医薬品の利用促進を図ります。
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
特定健康診査受診率	43.6% (R1)	60%
医学生就学資金貸与事業の貸与者数及び臨床研修医数	貸与者数 2人 臨床研修医数 0人	貸与者数 5人 臨床研修医数 4人
3歳・5歳児のむし歯有病率	3歳 12.9%、5歳 30.8%	減少させる
自殺死亡率（人口10万人対）	16.88	減少させる
国保被保険者一人当たりの医療費	400千円	420千円以下

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①特定健康診査、がん検診等の積極的な受診 ②食事や運動、歯みがき等の健康づくりを意識した生活の実施 ③自殺対策のための活動への参加 ④医療機関の適正受診	①健康診断への参加促進 ②健康づくりの機運醸成への協力 ③職場での運動習慣づくりの推進 ④メンタルヘルスの推進 ⑤ワーク・ライフ・バランスの推進

政策 1-3 高齢者福祉

<政策の方針>

高齢者がいきいきと暮らし続けられるまちづくり

- ①高齢者の健康づくりや介護予防に取り組むとともに、生きがいつくりや社会参加を促進し、高齢者が活躍する機会の拡大を図ります。
- ②住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムの充実と地域ぐるみの生活支援体制づくりを進めます。
- ③計画的な施設整備や介護人材の確保などにより、市民ニーズに応じた高齢者福祉・介護サービスの充実を図ります。

<現状>

- ①高齢化が進行するとともに、高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯、認知症の方が増加しています。
- ②特別養護老人ホームなどの施設への入所を希望する方が多い傾向にありましたが、在宅での生活を希望する方も徐々に増えています。
- ③これまでは、入所系施設へのニーズが高い中で、申込者数の多い地域密着型特別養護老人ホームやグループホームの整備を進めてきました。
- ④介護サービスの担い手である介護人材が不足しており、特に有資格者の確保が困難な状況となっています。
- ⑤要介護・要支援認定者数のうち、特に軽度者が増加しています。
- ⑥要介護・要支援認定者数の増加に伴い、介護サービス利用者数が年々増加しており、介護給付費は増加傾向にあります。

<課題>

- ①高齢者が生きがいや役割を持ちながら住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、引き続き健康寿命の延伸と社会参加の促進、地域ぐるみの支え合いづくりに取り組んでいく必要があります。
- ②認知症になっても、地域で安心して暮らせるよう、病気に関する理解の促進や地域でのサポート体制の構築が課題となっています。
- ③市民の介護に求めるニーズや供給量を勘案しながら、将来にわたる施設整備を計画的に進める必要があります。
- ④若い世代に対する介護職場の魅力発信や事業所への支援策により、介護人材の確保を図る必要があります。
- ⑤要支援等の軽度者を悪化させないため、自立支援・重症化防止の取組が必要となっています。
- ⑥若い頃からの健康づくりや介護予防・重症化予防対策が、高齢者の暮らしを守るとともに介護保険の運営にとって大変重要であることについて、多くの方から理解を得ていく必要があります。

<主要施策>

1. 高齢者の健康づくりと社会参加の促進

主な取組	<p>①疾病の早期発見や治療、健康づくりなどの保健事業と介護予防施策を一体的に推進することで、健康寿命の延伸を図ります。</p> <p>②高齢者の知識や経験を活かした学習活動やボランティア活動を推進するとともに、老人クラブやシルバー人材センターへの支援により、仲間づくりや生きがいづくり、高齢者の社会参加を促進します。</p>
------	---

2. 地域における支え合いのしくみづくりの推進

主な取組	<p>①地域包括ケアシステムに関する出前講座や互近所ささえ～る隊活動の実施、関係機関との連携を通じて、自助・互助の意識向上を図ります。</p> <p>②まちづくり協議会や地域防災組織の活動などを通して、高齢者の安全を確保する体制づくりや地域で暮らしをサポートしていく機運を高める取組を進めます。</p>
------	---

3. 認知症対策の推進

主な取組	<p>①認知症サポーター養成講座等を通じ、認知症に対する理解や相談先の周知などを更に進めていきます。</p> <p>②生活習慣病の予防とともに、高齢者が活躍する機会や社会参加を促し、認知症の発症や進行を遅らせる取組を推進します。</p> <p>③認知症の早期発見・早期対応ができるよう、かかりつけ医や関係機関との連携強化、認知症初期集中支援事業の取組を推進します。</p> <p>④家族や当事者のサポートに向けて在宅生活を支援するとともに、認知症高齢者を多面的に見守る体制づくりを強化します。</p> <p>⑤認知症によって判断能力が低下した人の権利・財産を守るため、成年後見制度の普及啓発や相談窓口の周知を図るとともに、中核となる機関の設置などにより、地域と連携しながら、支援を必要とする人が安心して制度を利用できる体制づくりに取り組みます。</p>
------	--

4. 高齢者福祉・介護サービスの充実・強化

主な取組	<p>①市民のニーズや将来の需給状況を的確に把握しながら、計画的な施設整備を進めます。</p> <p>②介護職員等に対する資格取得支援や介護職場の魅力発信などにより、介護人材の確保を進めるとともに、関係機関と連携して介護職員の処遇改善や離職防止を図ります。</p> <p>③高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、買い物支援や外出支援、緊急通報システムによる見守りなど、各種サービスを提供します。</p> <p>④利用者の多様なニーズに対応するため、時代に即した高齢者福祉サービスの内容の見直しや改善を行います。</p>
------	--

5. 効果的な介護予防事業の展開と介護保険の健全な運営

主な取組	<p>①健康づくり事業や介護予防事業、自立支援事業の効果的な実施と、生きがいづくりや重症化予防についての意識啓発に努め、健康寿命の延伸に努めます。</p> <p>②新潟リハビリテーション大学や地域の医療・介護専門職、総合型スポーツクラブ等と連携し、効果的な介護予防事業を行います。</p> <p>③ケアプラン点検や地域ケア個別会議の開催、医療情報との突合を行い、自立支援を目指した介護サービスの質の向上と介護保険の健全な運営に努めます。</p>
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
新規要支援・要介護認定者の平均年齢	83.1 歳	84.0 歳
生活支援事業に取り組む自治会の割合	2.5%	8.9%
認知症サポーター人数、事業所数	6,685 人、9 事業所	7,800 人、15 事業所
介護人材バンクマッチング人数	0 人	5 人

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①若い頃からの健康づくりの推進	①シルバー人材センターのサービス利用
②生活習慣病予防、認知症予防の実施	②老人クラブ活動への協力、支援
③高齢者の知識や経験を生かした社会参加 や学習活動への参加	③高齢者の見守り活動や支え合い活動への 積極的な貢献
④高齢者の見守り活動や支え合い活動への 積極的な参加	④お年寄り愛所など高齢者支援のしくみづ くりへの協力
⑤自治会やコミュニティなどを中心とした 地域の互助の促進	⑤ 高齢者に配慮したサービスの提供

政策 1-4 障がい者福祉

<政策の方針>

障がいのある人が安心して自分らしく暮らせるまちづくり

- ①多様な支援や相談が受けられる体制を整備するとともに、障がい者の自立を支える雇用環境や医療・福祉などのサービスの充実に向けて取り組みます。
- ②障がい者の権利に対する普及啓発や支え合いの体制づくりを進め、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせる取組を推進します。

<現状>

- ①障がい者に関する相談内容が複雑化・多様化しており、対応するための総合的・専門的な相談支援体制の整備が求められています。
- ②「ばすのーと」の配布やペアレントトレーニングの開催により、障がいの早期発見や成長段階に応じた継続的支援を進めています。
- ③放課後等デイサービスや障がい児向けの民間サービス事業所、グループホーム、就労継続支援B型事業所など、民間の障がい者向けのサービス提供事業所が増加しています。
- ④法人後見事業の実施や市民後見人養成講座の開催、障がい者虐待防止に関する研修会の実施など、障がい者を支える地域づくりに取り組んでいます。

<課題>

- ①「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」などの障がい者支援のための拠点を整備し、相談支援体制の充実・強化を図る必要があります。
- ②医療的ケア児に対する支援の体制や在り方などについて、関係機関とともに検討を進める必要があります。
- ③「ばすのーと」の活用などを通じ、医療機関や関係機関が連携して障がい児を支える体制づくりが必要です。
- ④障がい者の社会参加を促すため、就労支援事業所の利用や一般就労など、一人ひとりにあった暮らしをサポートしていくことが大切となっています。
- ⑤障がい者の権利擁護と障がいに合わせた配慮やサポートについて、市民や事業者から広く理解を得ながら、障がい者支援に関する意識を高めていく必要があります。

<主要施策>

1. 総合的な障がい者福祉の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①関係機関や地域との連携を強化しながら、障がいの内容に応じたサービスの充実に取り組むとともに、「基幹相談支援センター」や「地域生活支援拠点」などの障がい者支援拠点を整備し、相談支援体制の強化・充実を図ります。②障がいの早期発見や成長段階に応じた継続的支援、医療的ケア児への支援などを進めるため、関係機関との連携体制をより一層強化します。③関係機関と協力しながら、障がい者を支える人材の確保を図ります。④障がい者支援などに関する積極的な情報発信や啓発活動に努めます。⑤ユニバーサルデザインの取組の充実に加えて、心のバリアフリーの実践などを通じて、支援を必要とする当事者やその家族に対し、市民や地域が主体となった包括的な助け合いのしくみづくりを進めます。
------	---

2. 障がい者の自立支援

主な取組	<p>①「地域生活支援拠点」の整備により、障がい者とその家族のニーズに対応した生活支援体制の充実に取り組みます。</p> <p>②グループホーム等の居住の場を確保することで、障がい者が地域で暮らせる基盤づくりを進めます。</p> <p>③ハローワークや村上・岩船地域自立支援協議会、学校関係者等と連携しながら、障がい者の就労機会の確保に向けて取り組みます。</p> <p>④障がい者団体への支援や通院に対する交通費助成などを継続し、障がい者の社会参加と負担軽減を図ります。</p>
------	--

3. 障がい者の権利擁護のための体制整備

主な取組	<p>①障害者雇用促進法や障害者虐待防止法、障害者差別解消法についての市民への周知活動を行い、障がい者の権利擁護に努めます。</p> <p>②成年後見制度や成年後見制度利用支援事業の周知や理解を図るとともに、成年後見制度などの円滑な推進に向けて、専門的に関わる中核機関の設置などにより、地域と連携しながら安心して制度を利用できる体制づくりに取り組みます。</p> <p>③合理的配慮（障がい者が健常者と同様に社会参加するために、身体などの状態や支援が必要な内容に合わせた個々の状態や状況にあった配慮）の提供や差別的取扱いの禁止（障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由としてサービスの提供を拒否したり、障害のない人にはつけない条件をつけたりすることを禁止）について、市民や事業者への意識醸成と理解促進を図ります。</p>
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
地域生活支援拠点の確保	0 箇所	1 箇所
ペアレントトレーニング受講者数	11 人	24 人
障がい者の就労移行者数	5 人	9 人

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①障がい者への理解</p> <p>②障がい者の見守りや生活支援に向けた支え合い活動への協力</p> <p>③障がい者が従事する企業のサービスや製品の利用</p>	<p>①障がい者の就労促進への理解と協力</p> <p>②障がい者に配慮したサービスの提供</p> <p>③障がい者が従事する企業のサービスや製品の利用</p>

政策 1-5 地域福祉

<政策の方針>

地域で支え合い、誰一人取り残さないまちづくり

- ①関係機関と連携し、地域における支え合いの機運醸成や地域福祉活動の推進に取り組みます。
- ②様々な悩みを抱える子どもや若者を支援し、自立を支援する体制づくりを進めます。
- ③生活困窮者などへの相談体制の強化や関係機関との連携を図り、自立した生活に向けた適切な支援や指導を行います。

<現状>

- ①様々な悩みを抱える方々に対して、村上市社会福祉協議会や福祉関係事業所、NPOなどと連携しながら、相談支援に取り組んでいますが、相談内容が複雑化し、課題解決が困難になってきています。
- ②庁内に福祉総合相談窓口やひきこもり相談窓口を設置するとともに、家庭環境の複雑化等に対応できるよう関係機関との連携づくりを進めています。
- ③家庭児童相談室やことばとこころの相談室では、学校や関係機関などと連携しながら対応を行っていますが、相談内容は複雑化・困難化してきています。
- ④新型コロナウイルス感染症の拡大などにより、相対的貧困世帯に関する問題が顕在化するとともに、生活困窮に関する相談が増加しています。
- ⑤生活困窮世帯を支援するため、フードバンク活動や学用品のリユース支援等に取り組む団体が出てきています。
- ⑥生活保護利用世帯数は年々増加傾向にある一方で、生活保護基準を下回る経済状況にあっても、実際には生活保護を利用していない世帯もあると推測されることから、生活保護利用に対する抵抗感や理解不足があると考えられます。

<課題>

- ①複雑化・困難化が進む相談内容には、世代や属性にとらわれない重層的(包括的)な連携体制が必要であり、その連携を担う中心調整機関が求められています。
- ②家庭児童相談室等へ寄せられる様々でかつ専門性の高い相談内容に対処するため、児童相談所など関係機関との綿密な連携とその強化が必要です。
- ③子どもたちの将来の希望が閉ざされることのないよう貧困対策を継続していく必要があります。
- ④生活困窮者の支援は多岐にわたっており、債務問題の解決、生活設計の見直し、子どもの学習支援など、多くの専門知識やスキルが必要とされています。
- ⑤市民団体によるフードバンク活動などが進んでおり、地域福祉活動の活性化や市民参画の拡大に向けた支援が必要です。
- ⑥生活に困窮している方がためらわずに生活保護申請を行えるよう周知する必要があります。
- ⑦生活保護利用による最低生活の保障のみならず、各世帯が抱える問題解決に向けて自立助長を促す取組が必要です。

<主要施策>

1. 市民一人ひとりが地域福祉を支える体制づくり

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①市民主体による福祉活動の推進と地域共生社会の実現に向けて、「村上市地域福祉計画(第2期)」を策定します。②村上市社会福祉協議会や福祉関係事業所、NPOなどと連携しながら、ボランティアの育成や福祉活動をコーディネートができる組織づくりを推進します。③全世代からのあらゆる相談内容を受け止め、的確に対応できるよう、関係機関・関係団体との相談体制の連携強化を図るとともに、専門知識を持つ人材の確保・育成を推進します。
------	--

	<p>④福祉的支援が必要な方に向け、関係機関や地域の方々による居場所や交流拠点づくりを進めます。</p> <p>⑤必要な人に必要な支援が行く届くよう、関係機関などと連携したアウトリーチ型・伴走型の支援体制の充実を図ります。</p>
--	---

2. 子ども・若者への支援

主な取組	<p>①令和4年度に「(仮称)村上市子どもの貧困対策計画」を策定し、子どもの生活と健やかな成長を守るための取組を進めます。</p> <p>②子どもを通じた多種多様な相談や課題に対応するため、「子ども家庭総合支援拠点」を設置し、相談支援体制の充実を図ります。</p> <p>③子ども・若者総合サポート会議をはじめとする関係機関の連携と情報共有を進め、生きづらさを抱えた子どもや若者への切れ目ない支援と多様な課題への対応に取り組めます。</p>
------	--

3. 生活困窮者の自立支援

主な取組	<p>①複合的な課題に包括的・一元的に対応するための相談窓口を設置し、相談支援体制の強化と関係機関との連携体制づくりを進めます。</p> <p>②就労準備支援・家計相談支援・学習支援など、当事者の実情や状況に応じた支援を行います。</p> <p>③フードバンク活動等に取り組む団体への支援や連携を進め、様々な状況下にある生活困窮者を支えるとともに、複雑化する生活困窮などの対応に向けて取り組めます。</p>
------	---

4. 生活保護制度の利用と自立助長

主な取組	<p>①生活保護を必要としている方がためらわずに申請できるよう、制度の周知や相談体制の改善を図ります。</p> <p>②生活保護利用世帯の実態に応じて、日常生活・社会生活など様々な視点から自立助長を支援します。</p> <p>③生活保護利用世帯には健康面への配慮が必要な場合が多いことから、健(検)診や医療機関への受診勧奨、保健指導などにより、心と身体の健康づくりを支援します。</p>
------	---

<成果指標(目標値)>

成果指標	現況値(R2)	目標値(R8)
居場所または交流拠点数	1箇所	2箇所
子ども家庭総合支援拠点の設置	0箇所	1箇所
フードドライブ日あたりの寄附件数	—	50件
生活保護利用者の特定検診(がん検診含む)の受診率	5%	20%

<市民等の協力や役割>

市民	事業者・団体
<p>①地域の支え合いづくりや地域福祉活動への積極的な参加、協力</p> <p>②ボランティア活動への参加</p> <p>③フードバンク活動などへの協力、支援</p> <p>④生活保護制度への正しい理解</p> <p>⑤民生委員・児童委員の活動への理解、協力</p>	<p>①地域の支え合いづくりや地域福祉活動への積極的な参加、協力</p> <p>②福祉団体や福祉系NPOなどへの協力、支援</p>

政策 2-1 防災

<政策の方針>

災害に強く安心して暮らせるまちづくり

- ①あらゆる災害に迅速かつ的確に対応できるよう、周辺市町村や各種団体等と連携し、防災体制づくりや施設・設備の強化など、総合的な防災・減災対策を進めます。
- ②防災情報システムの更新・整備や非常用備蓄品の拡充などにより、防災機能の強化・充実に努めます。
- ③市民一人ひとりの防災意識を向上させるとともに、自主防災組織や各種コミュニティなどを通じた地域防災力を高めます。

<現状>

- ①新型コロナウイルス感染症の拡大は、市民生活に大きな不安を及ぼしたほか、地域経済などにも多大な影響を与え、全市的な災害対応が必要となりました。
- ②東日本大震災をはじめ、日本各地で災害が発生する中、本市でも令和元年6月に発生した「山形県沖を震源とする地震」で山北地域を中心に震度6強の地震が発生し、住宅の屋根や壁、道路、公共施設などに大きな被害を受けました。
- ③近年、異常気象の影響と考えられる集中豪雨が日本各地で発生しており、本市でも大雨による浸水被害や土砂災害が発生しています。
- ④令和2年5月に洪水・土砂災害ハザードマップを、令和3年3月に津波ハザードマップを作成し、災害への備えを啓発しており、災害時の避難に対する市民の意識も少しずつ高まっています。
- ⑤高齢者や障がい者など、災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」が被害を受ける事案が多くなっており、地域ぐるみの支援体制づくりが急務となっています。

<課題>

- ①感染症対策においては、風水害などの自然災害発生時とは異なる対応や対策の構築が必要となり、今後の災害対策に生かしていくことが求められます。
- ②甚大な災害が毎年各地で発生する中、身近なコミュニティを基礎とした防災体制や避難支援のしくみづくりが重要となっています。
- ③上下水道などのライフラインや公共施設等の耐震化など、基盤施設の強靱化を計画的に進めていく必要があります。
- ④災害による被害を軽減するためには、「自助」「共助」の意識を高める必要があり、避難に係る準備や地域防災活動への参加など、地域ぐるみで防災意識を高めていく必要があります。
- ⑤災害時に避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難できるよう、市民の理解と協力を得るとともに、地域における支え合いや助け合いの活動がより一層進んでいくことが求められます。

<主要施策>

1. 防災体制の充実と基盤強化

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①市民生活や地域経済などへの影響を踏まえ、感染症対策の見直しや防災体制づくりを進めます。②新しい生活様式に合わせた避難所運営を進めるため、パーティションやWi-Fi設備、非常用機材等の整備に取り組むとともに、関係機関と連携した体制づくりを推進します。③民間企業や団体などとの連携づくりを進め、社会全体で災害に対応する支援体制の構築を進めます。④新潟県や県内外の自治体、関係機関、災害関連協定団体などとの情報共有に努め、広域的な災害支援の体制づくりを推進します。⑤社会福祉施設や学校などの要配慮者利用施設による避難確保計画の作成や避難訓練の実施を支援し、利用者の円滑かつ迅速な避難確保を図ります。⑥「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の実効性を高めるため、自主防災組織の役割や重要性を周知するとともに、組織づくりに向けた支援を行います。⑦防災士の養成等を進め、地域防災力の強化と市民協働の防災体制づくりを推進します。⑧防災行政無線設備の更新に合わせて機能を強化し、より多くの人々が防災情報を受け取ることのできる環境を整備します。⑨村上市国土強靱化地域計画などに基づき、基盤強化や耐震化等などに取り組み、災害発生時における市民の安全確保に努めます。
------	--

2. 防災教育の充実

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①学校授業や防災出前講座などによる防災教育を推進し、地域における防災意識の醸成と地域防災力の向上を図ります。②「自助」や「公助」の意識を高めるため、ハザードマップや防災マップの活用方法やその重要性について周知します。③円滑な避難行動や避難時の二次災害を防止するため、生活環境や健康状況などに合わせた「マイ・タイムライン」づくりに向けた意識づくりと普及促進を図ります。④ICTなどの活用や様々な災害を想定した訓練を通じ、災害時の避難行動を検証する機会づくりに努めるとともに、総合的な防災機能の点検や見直しに活用します。
------	---

3. 避難行動要支援者等への支援強化

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①町内会や自主防災組織などにおける避難行動要支援者の把握や避難支援体制づくりに向け、取組の周知と理解促進に努めます。②避難行動要支援者に関する個別避難計画（災害時見守りカード）の作成と情報共有により、地域における避難支援体制の強化を推進します。③高齢者や障がい者などの災害時要配慮者が安心して避難所生活を送ることができるよう、指定福祉避難所の拡大を図ります。
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
自主防災組織の設置率	76.3%	81%
防災士の人数	207人	327人
防災教育（出前講座）の実施件数	43件	50件
避難行動要支援者に対する個別避難計画を策定した自治会や自主防災組織の割合	43.4%	100%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①防災訓練への参加	①自主防災組織や消防団などの活動への協力
②防災用品の準備や備蓄	②施設耐震化などの防災力向上や防災備品の整備、備蓄
③自主防災組織や消防団などの活動への積極的な参加、協力	③防災教育の実施や避難訓練への積極的参加
④逃げ地図づくりや避難場所の確認・共有	④災害時における地域住民の安全確保やけが人などの初期救助活動への協力
⑤高齢者や障がい者などへの防災面での配慮	

政策 2-2 消防・救急

<政策の方針>

消防・救急体制の強化による安全・安心なまちづくり

- ①救急隊員の技術向上と人材の育成・確保、救急体制の整備推進などにより、救命率の向上に努めます。
- ②講習等を通じて市民と消防が協働する防災対策の実施と救命体制づくりを進めます。
- ③消防施設や設備の整備、充実と消防団の団員確保や組織体制の見直しにより、消防の総合力強化を図ります。

<現状>

- ①近年、各地で発生する大規模災害への対応に加え、新型コロナウイルス感染症等への対応が急務となっています。
- ②消防緊急通信指令システムや統合型位置情報通知システム、消防車両、資機材などの計画的な更新、整備を進めているとともに、消防施設の長寿命化と適正な維持管理に努めています。
- ③消防水利については、消火活動に有効な箇所への設置を進めています。
- ④救急救命士の確保に向けて、救急救命士枠での採用や研修施設での養成に取り組んでいます。
- ⑤救急隊員の技術向上に向けて、村上市救急ワークステーションを活用した研修等に取り組んでいます。
- ⑥消防団員の定員に対する充足率は 96%（令和 2 年 10 月 1 日現在）となっており、県内市町村平均値を上回っていますが、人口減少や少子化等により、新規入団者数が減少しています。
- ⑦住宅用火災警報器の設置率が低迷しています。
- ⑧救命率の向上に向けて、応急手当講習会を実施し、AED の使用方法や救急時の対処法等を普及しています。

<課題>

- ①多種多様な災害が発生する中で、消防が担う範囲も変化しており、災害に即応することのできる組織づくりと備えの強化が必要となっています。
- ②消防車両や資機材などの計画的な更新を進め、災害時にすべての機能が発揮できる状態に維持整備を進めていくことが求められます。
- ③地域の変化に合わせ、水利設置箇所の有効性の見直しや新設を行う必要があります。
- ④様々な状況下での通報内容に対しても迅速かつ的確な初動が実現できるよう、多言語通話や言語及び聴覚機能障害者に対応できる設備機器の導入が求められます。
- ⑤救急救命士の確保に向けた人材育成や資格者確保に継続して取り組んでいく必要があります。
- ⑥救急救命技術の向上に向けて、救急救命士や救急隊員への指導強化と指導救命士の継続的な養成に取り組む必要があります。
- ⑦より効果的・効率的な消防活動を行うことができるよう、消防団の組織体制の見直しを行う必要があります。
- ⑧住宅用火災警報器の新規設置と期限切れ警報器の更新について、注意喚起していく必要があります。
- ⑨各種講習会などを継続的に実施し、市民の防災意識を高める必要があります。
- ⑩緊急性のない救急要請もあることから、救急車の適正利用について周知を図る必要があります。

<主要施策>

1. 消防救急体制の強化

主な取組	<p>①非常用電源設備等の整備などにより、防災拠点としての機能強化を図り、有事における対応力を高めます。</p> <p>②消防車両等の更新に関する配置計画を作成し、効果的・効率的な整備を進めます。</p> <p>③消防施設の計画的な更新・整備と維持管理を進めるとともに、耐震性貯水槽の設置など、施設強化を図ります。</p> <p>④様々な状況下からの通報内容にも的確かつ迅速に対応するため、多言語通話機能や言語及び聴覚機能障害者に対応できる NET119 システム等の導入を目指します。</p> <p>⑤各種訓練や講習会を通じ、関係機関や地域住民との連携を図りながら、地域における消防防災力の強化を図ります。</p>
------	--

2. 救急救命士等の計画的な養成と技術向上

主な取組	<p>①運用救急救命士を確保するため、救急救命士有資格者の採用及び新規養成に取り組めます。</p> <p>②指導救命士の継続的な養成に取り組む、救急救命士の技術向上を図ります。</p> <p>③村上市救急ワークステーションを活用し、救急救命士や救急隊員の知識及び技術の向上を図ることで、更なる救命率の向上を目指します。</p>
------	---

3. 消防団の充実と組織体制の見直し

主な取組	<p>①人口減少が進む中においても効果的・効率的な消防団活動を行うことができるよう、消防団組織の再編を進めます。</p> <p>②消防団員数の急激な減少を抑えるため、消防団員の確保と活動強化に努めます。</p>
------	---

4. 暮らしの安全対策の推進

主な取組	<p>①住宅用火災警報器設置に対する意識の向上と、期限切れ警報器の更新等に向けた注意喚起を図るため、指導活動や啓発運動を進めます。</p> <p>②応急手当講習会などを通じ、AEDの使用方法や応急手当の方法等を普及啓発することで、緊急時の対処法や防災に対する意識向上を図ります。</p> <p>③けがや病気の際の消防署への相談利用などをPRするとともに、救急車の適正利用に関する周知を図ります。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
救急講習等の受講者数	3,607人 (R1)	5,700人
運用救急救命士数	32人	40人
消防団員充足率	96%	96%
住宅用火災警報器設置率	66%	75%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①救急講習等への積極的な参加</p> <p>②消防団への積極的な参加、協力</p> <p>③住宅用火災報知器の設置、更新、適切な維持管理</p> <p>④救急車の適正利用</p>	<p>①消防団協力事業所への登録</p> <p>②AEDの設置や救急講習等の受講</p> <p>③消防設備の点検と適切な維持管理</p>

政策 2-3 防犯・交通安全

<政策の方針>

犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり

- ①市民の安全・安心な暮らしを確保するため、防犯灯などの整備や関係機関、地域等が一体となった防犯体制の強化により、犯罪が起きにくいまちづくりを進めます。
- ②特殊詐欺や悪質商法等に対する注意喚起、相談体制を充実するとともに、高齢者や子どもなどの社会的弱者への防犯意識の向上と地域の見守りに対する意識高揚を図ります。
- ③交通安全施設の整備・維持を進めるとともに、啓発活動及び交通安全教育活動により、交通安全意識を醸成します。

<現状>

- ①防犯対策については、関係団体・関係機関と連携協力しながら、取組を進めてきました。また、新規要望箇所への防犯灯設置の推進や老朽化した防犯灯の改修を継続的に行っています。
- ②村上市消費生活センターに消費生活相談員を配置し、消費生活に関する各種相談対応や啓発活動を行っています。
- ③市内における交通事故発生件数は減少傾向にありますが、事故による死者数は増加傾向にあります。また、高齢者が関係する交通事故の割合は、依然として高くなっています。
- ④市内には多くの狭あい道路などがありますが、全ての道路状況を改善していくには多くの時間がかかります。

<課題>

- ①地域の要望を踏まえた防犯灯の新規設置の推進や改修を行うとともに、自主防犯パトロールの普及や体制づくりなどに向けた取組を進める必要があります。
- ②悪徳商法や詐欺行為の手口はめまぐるしく変化し、巧妙かつ複雑化が進んでいることから、迅速で的確な対応が求められています。
- ③高齢者や子どもなどの社会的弱者を犯罪から守るため、関係機関などと連携するとともに、地域の見守り活動を広げていく必要があります。
- ④交通安全教室や交通安全街頭指導、啓発活動等を行うことにより、交通安全意識を醸成し、交通事故件数の減少を図る必要があります。また、高齢者の交通事故防止対策に引き続き取り組む必要があります。
- ⑤道路危険箇所の把握や情報提供などにより、可能な限り事故の未然防止を進める必要があります。

<主要施策>

1. 防犯活動の推進

主な取組	<p>①防犯灯の設置やLED化を進め、明るく安心できる環境づくりと犯罪が起きにくいまちづくりを進めます。</p> <p>②犯罪の抑制と安全・安心なくらしに向けた市民活動を広げるため、青色回転灯による防犯パトロール活動の普及や組織づくりを推進します。</p> <p>③登下校時における子どもの見守り活動など、地域と連携した安全・安心な環境づくりを推進します。</p> <p>④防犯活動の一環として、防犯カメラの効果的な設置について、検討を行います。</p>
------	---

2. 特殊詐欺等の被害防止と防犯意識の醸成

主な取組	<p>①高齢者や子どもなどの社会的弱者が詐欺や悪徳商法等の被害に遭わないよう、警察署や関係機関などとの連携を強化しながら、相談支援や啓発活動を推進します。</p> <p>②防犯講座の開催や情報発信により、特殊詐欺等の被害防止情報の提供や注意喚起を行います。</p>
------	--

3. 交通安全対策

主な取組	<p>①カーブミラーなどの設置や道路危険箇所の把握・情報提供により、交通事故の未然防止に努めます。</p> <p>②交通安全指導員や警察関係者などによる交通安全街頭指導や広報活動により、交通マナーの向上や交通安全意識の向上を図ります。</p> <p>③飲酒運転を根絶するため、関係団体と連携しながら飲食店などへの協力要請や広報啓発活動に引き続き取り組みます。</p> <p>④交通事故防止に向け、高齢者や子どもに対する交通安全教室などの講座を引き続き実施します。</p> <p>⑤高齢ドライバーに対して、加齢に伴う身体・判断力等の変化や運転免許証の自主返納に関する情報提供を行いながら、高齢者が適切な時期に運転免許証を返納できる環境づくりに努めます。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
市民による自主防犯活動団体数	4 団体	10 団体
刑法犯の発生件数	235 件 (R1)	200 件
交通事故による死亡者数	2 人	0 人

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①防犯意識や交通安全意識の向上	① 防犯活動への参加・協力
②防犯講座や交通安全教室への参加	② 交通安全や防犯に関する研修の開催
③交通法規の遵守	③ 交通安全協力事業所への登録
④高齢者や子どもの見守り活動への参加	④ 高齢者や子どもの見守り活動への参加、協力
⑤道路危険箇所の早期発見への協力	

政策 2-4 環境・エネルギー

<政策の方針>

美しい自然環境の保全とエネルギー資源を活用したまちづくり

- ①本市の自然と暮らしへの理解を深めながら環境保全活動を推進します。
- ②環境問題に関する意識啓発を図るとともに、家庭や事業者の省エネルギーの推進と環境保護活動を促進します。
- ③地域特性に応じた再生可能エネルギー等の活用促進を図ります。

<現状>

- ①本市は美しい自然環境に恵まれており、豊かで多様な動植物が存在しています。
- ②市内における平成 29 年度のエネルギー消費量は 6,488TJ (テラジュール) で、平成 7 年度の 8,751TJ をピークに減少傾向にあります。エネルギー消費量の内訳は、産業部門が 45% で最も多く、次いで運輸部門が多い特徴があります。エネルギー種別の内訳は、燃料油が 53% で最も多く、次いで電力が多い特徴があります。
- ③気温の上昇など地球温暖化が原因とみられる気候変動の影響により、世界規模で自然災害の頻発しているなか、市内の FIT 認定の再生可能エネルギーは、平成 26 年 4 月の約 2,800KW (キロワット) から、平成 31 年 3 月には 8,707KW まで増加しています。令和 2 年 3 月時点の FIT 導入量は太陽光発電が最も多く、再生可能エネルギー導入量の 86% を占めています。

<課題>

- ①恵まれた自然環境を守り、次世代に引き継いでいくため、市民の環境意識を高め、環境対策を積極的に推進するとともに、希少な動植物の保護活動を市民と協働して進めるために市民への啓発や理解を広める必要があります。
- ②エネルギーの安定供給確保と地球温暖化防止のため、省エネルギーや創エネルギーなどを推進し、CO² の排出縮小や脱炭素の推進などに取り組む必要があります。特にエネルギー消費量が比較的高い運輸部門では、より一層の環境負荷低減が求められています。
- ③太陽光発電だけでなく、地域資源を活用した様々な再生可能エネルギーを適切に使っていく必要があります。

<主要施策>

1. 自然環境の保全

主な取組	<p>①自然保護や環境保全への市民意識高揚のため、環境フェスタなどの環境保全啓発事業に取り組みます。</p> <p>②市民協働による環境美化運動の推進のため、地域の清掃活動などを支援します。</p> <p>③希少な動植物を次世代に継承していくため、市民や関係機関と連携し、希少生物の保護活動を支援します。</p>
------	--

2. 省エネルギー活動の推進

主な取組	<p>①家庭や事業所での省エネルギー活動を推進します。</p> <p>②事業者による省エネルギー診断や家庭におけるエコライフの啓発など、省エネルギー活動につながる情報を提供し、省エネルギーに対する市民意識の向上や拡大を図ります。</p> <p>③環境にやさしいエコドライブの実施や公共交通機関の利用拡大に向けて啓発活動を行うとともに、次世代自動車などの利用環境整備を促進します。</p>
------	---

3. 再生可能エネルギー等の活用促進

主な取組	<p>①2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言に則り、地域の脱炭素に向けた取組を推進します。</p> <p>②災害時利用を含め、公共施設等における再生可能エネルギーの導入検討や再生可能エネルギー電力の率先購入を推進します。</p> <p>③豊富な森林資源を活かすため、民間企業等と連携しながらバイオマス発電事業の導入について検討します。</p> <p>④卒FIT後の蓄電池購入費補助金の創設を検討します。</p> <p>⑤村上・胎内市沖における洋上風力発電事業について、環境や漁業への影響に配慮しつつ慎重な検討を進め、適切な情報の発信に努めます。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
環境フェスタ参加団体数	12件 (H30)	15件
市民1人あたりエネルギー使用量	105GJ (H29)	105GJ
市域における再生可能エネルギー発電設備の発電出力	95MW (R1)	112MW

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①環境フェスタ等の環境イベントへの積極的な参加</p> <p>②環境美化運動への積極的な参加、協力</p> <p>③日常生活における省エネ行動の実施</p> <p>④再生可能エネルギーへの理解と利用</p>	<p>①環境美化活動への協力</p> <p>②省エネ運動の実施</p> <p>③省エネルギー診断の実施</p> <p>④低公害車や低排出ガス車などの導入</p> <p>⑤再生可能エネルギーの導入</p>

政策 2-5 生活衛生

<政策の方針>

資源が循環し、快適で暮らしやすい生活環境づくり

- ①ごみの減量化やリサイクル率の向上を図るとともに、一般廃棄物の適正処理を推進します。
- ②臭気測定、水質検査等の環境計測を継続的に実施し、生活環境の保全を図ります。
- ③火葬場の老朽化対策などを進め、適正な管理運営を図ります。

<現状>

- ①社会の環境意識の高まり中、分別収集の徹底、収集品目の拡大により、ごみの減量や食品ロスに関する市民意識の向上がみられるが、ごみの排出量は微減傾向である。
- ②老朽化により廃止した一般廃棄物処理施設について、解体に向けた作業を進めています。
- ③生活衛生に関する苦情については、悪臭や不法投棄に関するものが大半を占めています。
- ④火葬場の老朽化が進んでおり、施設整備などに関する検討を進めています。

<課題>

- ①家庭や事業者から発生するごみの抑制や再利用及び再資源化の促進などにより、循環型の地域社会づくりに向けた取組が必要です。
- ②一般廃棄物処理施設の円滑な解体処理と最終処分場の延命化について、計画的な作業実施が必要です。
- ③美しい環境と生活環境の保全のため、臭気測定等の継続的实施や施設の適正管理に対する監視や指導を継続しながら、根本的な対策を関係機関と連携して進めていくことが必要です。
- ④火葬場の事故防止と安定的な運転のため、施設更新や改修を行っていくことが必要です。

<主要施策>

1. 5Rの取り組み推進によるごみの減量化

主な取組	①分別の啓発と徹底により、ごみの減量化とリサイクルの促進を図ります。 ②増加傾向にある直接搬入ごみのうち、事業系ごみの現状把握と減量化に向けた取り組みを促進します。 ③食品ロス削減に向け、関係団体と連携した普及啓発に取り組みます。
------	---

2. 一般廃棄物処理施設の適正管理

主な取組	①廃止したごみ処理施設などの計画的な解体工事を進めます。 ②焼却灰の再資源化等による最終処分場の長寿命化を図るとともに、適正管理を行います。
------	---

3. 生活環境衛生の確保

主な取組	①臭気測定や水質検査、騒音測定による環境監視体制を強化します。 ②事業所などへの指導体制について、関係機関との連携強化を図るとともに、新たな公害防止対策に向けた研究や支援に努めます。 ③看板設置やパトロールの強化により、野焼きや不法投棄を防止します。
------	---

4. 火葬場の施設整備の推進

主な取組	①火葬場の大規模修繕や建て替えについて検討し、最も適切な施設整備を進めます。
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
1人1日あたりのごみ排出量	750 g/人・日	739 g/人・日
リサイクル率	19.2%	25.0%
公害苦情件数（騒音、振動、悪臭）	3件	1件

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①ごみの分別の徹底と減量化に協力	①ごみの分別の徹底と減量化に協力
②環境美化活動への参加	②リサイクルへの協力
③公害や不法投棄の監視に協力	③環境美化活動への協力
④所有地などの適正な管理	④公害苦情の発生防止
	⑤所有地や所有施設の適正な管理

政策 2-6 上下水道

<政策の方針>

水環境を守り続けるまちづくり

- ①近年増えている集中豪雨などによる浸水被害対策と、安全な生活環境の確保に向け、雨水幹線の整備を行います。
- ②公共用水域の水質保全と快適な生活環境を確保するため、下水道や合併浄化槽の普及及び適切な施設管理に努めます。
- ③将来にわたり安全・安心で良質な水を安定的に供給するため、計画的な施設及び設備の更新や、簡易水道の上水道への統合を進めます。
- ④長期的な経営計画に基づき、人口規模や利用量に応じた事業運営の効率化や安定運営に努めます。

<現状>

- ①公共下水道への接続が進まず水洗化率が低い状況にあります。また、農業集落排水の水洗化率についても伸びが鈍化しています。
- ②老朽化した施設については、機能保持のため改築更新事業を進めており、計画的な点検を行いながら適切な維持管理に努めています。
- ③災害時等の管理体制の強化やアセットマネジメント（資産管理）計画策定の基礎となる水道施設台帳について、統一システムにより電子化し、効率化を進めています。
- ④令和2年度から下水道事業会計及び簡易水道事業会計に地方公営企業法を適用し、公営企業会計として経営を行っています。
- ⑤地域の特性に応じ、下水道処理区域と合併処理浄化槽処理区域を設定し、整備を進めています。

<課題>

- ①下水道への接続啓発を進め、水洗化率の向上を強く呼びかけていく必要があります。
- ②集中豪雨や地震時の状況を踏まえ、市街地の浸水対策や、老朽化した施設・管路などの更新、耐震化により災害に強い施設管理が必要です。
- ③人口減少などに伴う料金収入の減少、老朽化による施設更新費と維持管理費の増加など、今後も厳しい経営状況が予測できる中、中長期的な視点から計画的な施設改修や統廃合事業を推進する必要があります。
- ④今後の収支見通しに合わせ、適切な料金設定を検討する必要があります。
- ⑤合併処理浄化槽の設置者に対する負担軽減を図り、水洗化率向上に努めます。

<主要施策>

1. 下水道事業の推進

主な
取組

- ① 市街地の浸水対策として雨水幹線の整備を実施します。
- ② 下水道への接続増加に向け、各種貸付金や補助金制度の普及啓発を進め、水洗化率の向上を図ります。

2. 下水道老朽化施設の改築更新及び処理区の統廃合

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①老朽化施設などの計画的な更新により、長寿命化と機能保持を図ります。 ②施設更新に合わせて施設の耐震化を図ります。 ③計画的な点検を実施し、適切な維持管理に努めます。 ④人口動向等を考慮した処理区の見直しや処理区域の統廃合を計画します。
------	---

3. 上水道老朽化施設の改築更新及び処理区の統廃合

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①浄水場等の改築更新を進め、水道水の安定供給に努めます。 ②施設や管路の耐震化を推進し、災害に強い供給体制を確立します。 ③水道事業の安定経営に向け、水道施設の統廃合を計画します。 ④持続可能な水道事業の実現に向け、アセットマネジメント計画の策定に取り組みます。
------	--

4. 事業の安定経営

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①適正な料金の検討をはじめ、長期的な経営計画に沿った安定的な経営を目指します。 ②円滑な企業体運営のために下水道事業会計における地方公営企業法の全部適用に取り組みます。 ③経営状況や保有資産等の状況を的確に把握し、経営基盤の強化と資産の適正管理に努めます。 ④事業運営の効率化を図るため、上水道事業会計と簡易水道事業会計の会計統合を検討します。
------	---

5. 浄化槽の普及促進及び適正な維持管理の確保

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①浄化槽設置支援制度などにより、合併処理浄化槽整備区域における水洗化率の向上を図ります。 ②浄化槽の適正な維持管理を促進するため、所有者の負担軽減を図ります。
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
公共下水道水洗化率	73.2%	78.6%
下水道施設の耐震化率	12.4%	48.5%
上水道施設の耐震化率	59.0%	70.2%
上水道有収率	82.7%	87.3%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①処理区域における下水道への速やかな接続	①処理区域における下水道への速やかな接続
②使用料金の納入	②使用料金の納入
③上下水道の適切な利用	③上下水道の適切な利用
④上下水道工事などにおける断水等への理解及び協力	④上下水道工事などにおける断水等への理解及び協力
⑤合併処理浄化槽の適正な維持管理の実施	⑤合併処理浄化槽の適正な維持管理の実施

政策 2-7 河川・海岸

<政策の方針>

安全で良好な水辺の整備・保全による環境づくり

- ①河川や海岸の環境保全に努めながら、雨水処理や下水（雨水）処理の計画とあわせた整備を進め、集中豪雨による浸水被害や冬季風浪等による海岸保全施設の破損等の自然災害を未然に防止する取り組みを行います。
- ②周辺集落と連携し、堤防や排水路等の施設の適正な維持管理を実施します。
- ③流域連携を含む河川改修や水路整備により、良好な水辺空間の形成に努め、親水空間として市民が活用できる取り組みを行います。

<現状>

- ①河川・排水路等の危険個所や浸水多発区域を計画的に整備し、豪雨時における浸水被害の未然防止に努めています。
- ②近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、荒川流域及び三面川周辺地域において、関係者が協働し計画的な流域治水を進めるための協議会が発足し、流域治水プロジェクトの策定・公表を行っています。
- ③冬季風浪等による海岸侵食や海岸保全施設の破損、沿線道路の通行止め等が発生し、住民生活に影響が生じています。
- ④河川、排水路内の土砂堆積や草木の繁茂による周辺環境の悪化、施設の能力低下が見受けられます。
- ⑤「水辺の楽校」の維持管理や、荒川における「たんぼ（湧水ワンド）」の保全・再生等を通じ、自然と調和した河川環境の整備を図っています。

<課題>

- ①下水道事業による市街地の雨水排水計画との整合を図りながら、計画的な整備を進める必要があります。
- ②荒川及び三面川水系の治水対策を促進するため、地域住民や関係機関と連携し、地域に根ざした川づくりを推進する必要があります。
- ③海岸保全施設の整備強化や適切な維持補修により、防災・減災機能を高める必要があります。
- ④河川、排水路機能の保全のため、周辺集落などと連携し、河川環境保全の取組の継続が必要です。

<主要施策>

1. 災害を未然に防ぐ河川・海岸事業の推進

主な取組	①河川の危険箇所を把握し、災害の未然防止に向けた整備を推進します。 ②河川などに関する計画の見直しや下水道（雨水）計画との整合を図ります。 ③国・県が管理する河川については未改修箇所の整備促進を図るため、早期完成に向けた要望を継続して行います。 ④海岸保全施設の整備促進を図るため、県や関係機関への要望を継続して行います。
------	--

2. 施設の適正な維持管理の充実

主な取組	①定期的にパトロールを行い、施設の状態を把握し、堆積土の撤去、草木の伐採を適切に実施します。 ②村上市管理河川堆積土砂管理計画に基づき、河川における堆積土砂撤去を計画的に進めます。 ③周辺集落と連携し、維持管理と河川環境の保全に努めます。
------	---

3. 自然と調和した河川環境整備の充実

主な取組	①施設の適正な維持管理を行い、魅力ある水辺空間の保全に努めます。 ②国・県が管理する河川については、適切な整備と維持管理についてや働きかけを行います。
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
河川改修延長延長	200m	575m
排水路整備延長	523m	2,155m
河川堆積土砂撤去延長	—	1,518m

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
① 水辺周辺の清掃活動への協力	① 水辺周辺の清掃活動への協力
② 不法投棄防止への啓発や監視に協力	② 不法投棄防止への啓発や監視に協力
③ 水辺を生かした市民活動への積極的参加	③ 水辺を生かした市民活動への積極的参加
④ 水辺空間の積極的利用	④ 水辺空間の積極的利用

政策 2-8 道路

<政策の方針>

安全で快適な道路環境づくり

- ①関係機関と連携して高速交通体系の整備促進に取り組むとともに、市道の安全性や利便性の向上を図ります。
- ②日常生活において誰もが安全で快適に利用することができる道路環境の維持、整備に努めます。
- ③橋梁や道路等の長寿命化や適切な維持管理により、安全性や快適性の保たれた道路環境づくりを進めます。

<現状>

- ①平成 25 年に事業化された朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）については、用地買収も順調に進み、1号トンネルが貫通するなど各所で工事が進められ、早期の開通が期待されています。
- ②日本海東北自動車道については、事故発生率が高い区間があり、時間信頼性の確保が難しくなっている区間があります。
- ③ハーフインターチェンジがあり交通移動に不便さが感じられます。
- ④広大な市域においては、国道・県道などと結んだ幹線市道が大切であり、生活面や産業面、防災面などにおいて重要な役割を担っています。
- ⑤通学路の安全を確保するため、村上市通学路交通安全対策プログラムに基づき安全対策を推進しています。
- ⑥道路施設の老朽化対策として、橋梁長寿命化修繕計画等の個別計画に基づき、橋梁や道路舗装の修繕などを進め、道路施設の長寿命化と機能保全対策を進めています。

<課題>

- ①朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の早期開通に向け、推進協議会や沿線自治体と一体になった整備促進活動を進める必要があります。
- ②死傷事故の発生率が高い区間があり、4車線化など早期に安全性の確保を図る必要があります。
- ③物流や地域の活性化のため、村上山辺里、朝日三面インターチェンジのフル規格化が必要です。
- ④幹線市道の整備を図るとともに、朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の整備進捗に伴い、アクセス道の整備による利便性の向上が必要となります。
- ⑤生活道路や通学路における通行の安全確保に積極的に取り組んでいく必要があります。
- ⑥橋梁など道路施設の老朽化が進んでいるため、道路施設の長寿命化対策や適切な維持管理による安全性の確保、維持管理コストの縮減と費用の平準化などを進めていく必要があります。

<主要施策>

1. 高速交通体系の整備促進

主な取組	①朝日温海道路（日本海沿岸東北自動車道）の延伸に向け、推進協議会との地元協議により円滑な整備推進を図ります。 ②日本海沿岸東北自動車道沿線自治体と連携し、早期全線開通に向けた整備促進活動を進めます。 ③朝日温海道路の利便性の向上と地域活性化のため、活性化インターチェンジのフル規格化に向けた取組を推進します。
------	--

2. 幹線交通網と生活道路の整備促進

主な取組	①国道・県道などへのアクセス性や利便性、安全性などの向上と、地域交流の促進などに向けて、幹線市道の整備を図ります。 ②新潟山形南部連絡道路の関係機関と連携し、要望活動等による整備促進を図ります。 ③狭あい道路の舗装整備などを進め、誰もが利用しやすく安全で快適な生活道路の整備を推進します。
------	--

3. ひとにやさしい歩行空間の整備促進

主な取組	①通学路における交通安全を確保するため、通学路交通安全プログラムに基づき抽出された対策必要箇所の対策を進めます。
------	--

4. 道路の適正な維持管理の推進

主な取組	①市、住民、事業所、まちづくり協議会との協働による道路美化活動を推進します。 ②橋梁長寿命化修繕計画やその他個別施設計画に基づき、橋梁など道路施設の対策を進めるとともに、予防保全型の適切な維持管理に努め、道路の安全性確保と長寿命化を図ります。
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
幹線市道整備延長	0 km	1.54 km
通学路交通安全対策進捗率	0%	100%
舗装修繕計画、橋梁長寿命化修繕計画の進捗率	舗装 3.8% 橋梁 1.5%	舗装 30.0% 橋梁 20.8%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①高速道路の整備促進への協力	①高速道路の整備促進への協力
②道路美化活動や日常管理への協力	②道路美化活動や日常管理への協力
③危険箇所の早期発見に協力	③危険箇所の早期発見に協力
④適正な道路利用の実施	④適正な道路利用の実施

政策 2-9 公共交通

<政策の方針>

誰もが快適で自由に移動できるまちづくり

- ①路線バスやコミュニティバスなど、使う人のニーズに合わせた、利便性や快適性の高い移動環境の充実を目指します。
- ②誰もが利用しやすく、環境に配慮した車両の導入や待合環境の整備により、公共交通の利便性向上を図ります。
- ③二次交通の確保や利用案内の充実等により、わかりやすく利用しやすい交通体系を目指します。

<現状>

- ①人口減少とともに、自家用車の普及率の向上により、公共交通利用者は年々減少しています。
- ②山北地区や朝日地区では中山間部に集落が広く点在しているため、効率的な運行が難しい状況です。
- ③本市の運転免許の保有者のうち、65歳以上の保有者は34%を占めています。高齢運転者による交通事故などが増える中、免許返納者は増加傾向にありますが、公共交通機関の利用増加にはつながっていません。
- ④本市の公共交通網は幹線として、JR羽越本線と日本海沿岸東北自動車道が縦断し、市南部をJR米坂線が横断しています。幹線に繋がる支線として、路線バスは市内23系統が運行し、全てが廃止代替路線となっています。
- ⑤JRや路線バスによる公共交通を補完するため、コミュニティバスとしての「まちなか循環バス」と「せなみ巡回バス」を運行しているほか、交通不便地域の解消などを目的としてデマンド型の「のりあいタクシー」を運行しています

<課題>

- ①「村上市地域公共交通計画」に基づき、持続可能な公共交通とするために、効率的な公共交通ネットワークの形成や地域ニーズに応じた運行の検討が必要です。
- ②公共交通を利用する機会がない人にどのような公共交通が運行しているかなど、運行内容や利用方法に関する周知の工夫と、利用するきっかけづくりなど 市民、交通事業者、行政が協力して利用促進対策を行う必要があります。
- ③のりあいタクシーや既存交通資源の役割分担を明確にしなが、広く分散している集落に対する移動手段を確保するとともに、乗車密度の増加や収支率の改善を図りながら、効率的で持続可能な運行の維持が必要です。
- ④高齢者や障がい者などの乗降時の負担軽減や、道幅が狭い道路での運行などに対応した車両の導入が必要です。
- ⑤分かりやすい情報発信とあわせ、観光客のニーズにも合わせた交通手段の検討が必要です。

<主要施策>

1. 交通確保対策の維持及び利用促進

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①路線バスやコミュニティバス、各種のりあいタクシー、スクールバスなど、既存の交通資源の特性に応じた移動手段の活用と連携を構築し、運行の効率化と最適化を図ります。 ②分かりやすい料金への見直しと通学割引制度の継続、高齢者の利用促進に向けた取り組みを進めます。 ③地域の移動ニーズに合わせ、自家用有償旅客運送などの新たな公共交通を導入します。 ④タクシー会社がない、もしくは公共交通の利便性の低い地域において、市民の生活の足となる移動手段を確保します。 ⑤高速のりあいタクシーの利用者数の増加を図るための検討を行います。
------	--

2. 利用しやすい車両の導入と待合環境の確保

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①せなみ巡回バスなどに低床車両バスを導入します。 ②EV車両等の導入による二酸化炭素排出量の削減を図ります。 ③市産材（杉、桧）を用いた待合所やベンチの整備に努めます。
------	--

3. わかりやすい情報提供及び観光・地域活性化との連携

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①観光施設等を巡る二次交通の確保を図ります。 ②公共交通利用や観光など多岐にわたる案内マップ等の作成に努めます。 ③標準的なバスフォーマット（GTFS-JP）と主要施設にデジタルサイネージを活用した公共交通案内板の整備を推進します。
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
路線バス等の公共交通機関の年間利用者数	134,518人	120,000人
公共交通の収支率	路線バス等：12% のりあいタクシー：9%	路線バス等：13% のりあいタクシー：10%
公共交通空白・不便地域率	11.8%	0.1%

<市民等の協力や役割>

市民	事業者・団体
<ul style="list-style-type: none"> ①公共交通の積極的な利用 ②ノーマイカーデーなどへの参加 	<ul style="list-style-type: none"> ①公共交通の利用促進活動に協力 ②公共交通の運行時間や利用案内掲示などに協力

政策 2-10 市街地・景観

<政策の方針>

歴史と伝統を守りながら、快適に暮らせるまちづくり

- ①歴史的風致維持向上計画や景観計画に基づき、本市らしい魅力ある景観づくりを推進します。
- ②大規模低未利用地の活用により、市の玄関口である村上駅周辺のにぎわい創出を図ります。
- ③コンパクト・プラス・ネットワークの形成を念頭においた土地利用を進めるとともに、状況やニーズの変化に応じて都市計画の適宜見直しを実施します。

<現状>

- ①歴史的風致維持向上計画の推進により、旧町人町・寺町では建造物の外観修景が進んでいます。
- ②景観計画に基づく届出や助成事業などの実施により、景観にする市民意識が高まっています。
- ③村上駅周辺のまちづくりについて、今後の進め方の検討を進めています。
- ④坂町エリアでは低・未利用地の活用を図るため、関係機関と連携しながら道路整備を進めています。
- ⑤土地利用構想と都市計画マスタープランの土地利用方針に基づき、都市計画道路の見直し作業を進めています。

<課題>

- ①市内には、武家町の風情が残る町並みや町屋などの村上らしい歴史的景観が現存していますが、老朽化などへの対策が必要です。
- ②村上城下町地区外に立地する歴史的建造物の保存・活用方法について検討する必要があります。
- ③景観や歴史を活かし、「まち」の魅力を向上させる取り組みを行ってきましたが、住みたい、住み続けたいと思われる環境づくりに向け、更なる取組が必要です。
- ④村上総合病院解体後の跡地利用や活性化策及び駅周辺の土地利用や施設整備について具体的な整備計画を示していく必要があります。
- ⑤早期に道路整備の効果を発揮させ、土地利用を促す必要がある。
- ⑥長期未着手道路の見直しの検討を進めていく必要があります。

<主要施策>

1. 歴史的風致維持向上計画及び景観計画に基づく事業の推進

主な取組	①良好な景観維持に要する経費の負担軽減を図り、村上らしい歴史的景観の保全を図ります。 ②両計画の連携により、歴史的建造物など、景観保全上重要な資源の保存・活用を図ります。 ③道路の無電柱化等による景観に配慮した町並みづくりを推進します。 ④歴史的活動の活性化や継承についての支援及び啓発を図ります。 ⑤第2期歴史的風致維持向上計画を策定します。
------	--

2. 村上駅周辺まちづくりの推進

主な取組	①大規模跡地の利活用など、具体的な土地利用計画の策定に取り組みます。 ②駅東西を連絡する通路や駅東口及び西口の整備は財源確保等を含め、事業実施に向けた検討を進めます。
------	--

3. 都市計画道路の整備

主な取組	①コンパクトで利便性の高いまちづくりに向け、低・未利用地の活用を図るための道路整備を推進します。
------	--

4. 都市計画の見直し

主な取組	①事業着手が困難な長期未着手道路の見直しを実施します。
------	-----------------------------

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
歴史的風致形成建造物指定件数	39 件	60 件
都市計画道路南中央線の改良率	24.4%	51.3%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①景観の保全や町並みづくり活動への参加、協力 ②歴史的景観の保全への協力 ③景観や町並みづくりに関する知識の向上	①市民による町並み保全や景観づくりの活動に協力 ②事業活動や広告物設置における景観への配慮 ③市街地開発における未利用地の積極的な活用と周辺環境との調和に配慮

政策 2-1-1 住環境

<政策の方針>

安心と安らぎのある住み心地の良いまちづくり

- ①地域特性に合った安全安心で快適な居住環境の形成に向け、住宅性能向上のための支援やニーズに即した公営住宅の整備を促進します。
- ②緑豊かで潤いと安らぎのある生活環境の確保・維持のため、公園の適切な維持管理に努めます。
- ③空き家の実態調査を実施し、適正管理の促進を図るとともに、多様な需要喚起により、中古物件や空き家の再生・利活用を進めます。

<現状>

- ①昭和 50 年代に建設された公営住宅では、現在の生活様式に合わない部屋の造りが多く、入居者から利便性の向上が求められている。
- ②木造住宅の耐震診断の補助制度への申請件数は毎年一定数ありますが、耐震改修工事に至っていません。
- ③公園施設の老朽化により、遊具等の利用制限や撤去された状態が続いています。
- ④「空き家等対策計画」に基づき、管理不全空き家等は、所有者等に適正管理を行うよう助言・指導をしておりますが、年々増加しており、今後も増加していくことが見込まれます。管理者不在や経済的事情等で適正管理されない困難事例も増加しており、空き家等管理の第一義的責任は所有者等にあることの意識の低い人が見受けられます。
- ⑤空き家バンクへの登録物件が増加しており、成約数も伸びていますが、成約に至らない登録物件が多くみられます。

<課題>

- ①老朽化した公営住宅について今後の整備方針について方向性を定める必要があります。
- ②耐震改修工事の実施に向けた啓発や促進を図る必要があります。
- ③老朽化が進む遊具などの公園施設について、安全性の確保と計画的な更新等を進めるとともに、快適な公園の維持のため、利用状況にあった適正な管理手法の検討が必要です。
- ④空き家発生を抑制する取組や危険な空き家に至る前に解体を促す取組も進めていく必要があります。
- ⑤購入者側のニーズに見合う物件の情報発信などにより、空き家バンク制度の見直しが必要です。

<主要施策>

1. 公営住宅の整備

主な取組	①ニーズに即した居室の改修を進めます。 ②公営住宅等長寿命化計画を改定し、公営住宅の在り方や方向性等を定め整備を進めます。
------	--

2. 木造住宅の耐震性強化

主な取組	①市民の耐震対策への啓発を推進します。 ②耐震性のない住宅の耐震改修や建替えへの推進を図ります。
------	---

3. 公園の適切な維持管理

主な取組	①遊具などの公園施設の修繕や更新を行い、安全で魅力的な公園づくりを進めます。 ②憩いの場となる快適な公園を維持するため、管理手法の検討も含め、適切な維持管理を行います。
------	---

4. 空き家対策

主な取組	①管理不全な空き家等所有者への助言・指導を進めます。 ②危険が切迫している管理者不在等の空き家は、除却を行うとともに所有者に対する責任を求めます。
------	--

5. 空き家バンク事業による定住・利活用の促進

主な取組	①登録条件を見直し、登録可能物件の明確化を図ります。 ②売買だけでなく、賃貸物件の取り扱いについて検討します。
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
公営住宅等長寿命化計画の進捗率	—	40%
木造住宅の耐震診断申請者数	62人	80人
管理不全な空き家等の改善度（改善件数／指導件数）	68%	75%
空き家バンク事業成約件数	42件	66件

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①周辺の清掃や美化活動に協力 ②身近な公園の除草などに協力 ③空き家情報の提供や危険建築物に関する通報 ④空き家の適正管理や利活用	①自治会による供用部分の管理に協力 ②事業活動に対する中古物件の活用 ③地域の清掃や美化活動に協力

政策 3-1 農業

<政策の方針>

村上の食と地域を支える魅力ある農業づくり

- ①農用地の効率的な活用や生産体制の構築、ICTの活用、有害鳥獣対策などにより、農業生産効率の向上を図ります。
- ②農産物のブランド化や高品質化を図るとともに、農商工連携による農産物の魅力づくりや販路拡大を進めます。
- ③都市部と農村部などとの交流を図り、農村地域の活性化や農業への理解を広げます。

<現状>

- ①農業用施設の老朽化が深刻な状況であり、突発的な事故等により営農の支障となっています。
- ②農地や農用業施設の管理は、農業従事者の高齢化等により生産者だけでは困難な状況になっています。
- ③ため池等の農業用施設は、地震や豪雨等により近隣に被害が生じる危険性があります。
- ④農業従事者の高齢化や離農者の増加により、遊休農地が年々増加しています。
- ⑤人口減少に伴う農産物等の国内消費の減少や米価の下落により、農家経営は厳しい状況であり、また農業生産効率が低く担い手への集積が困難な状況になりつつあります。
- ⑥水田フル活用と農業所得の最大化に向けて、需要に応じた米生産等を推進しています。
- ⑦少子高齢化や小規模農家の離農により担い手不足が進んでいます。
- ⑧村上牛の出荷頭数は、近年300頭前後で推移していますが、生産農家の高齢化や後継者不足が進んでいます。
- ⑨市内で生産された農産物は、市場等において高い評価を受けているものの、価格の低迷などにより生産者を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- ⑩近年は、イノシシ被害が平野部まで増大しています。また、有害鳥獣の捕獲を担う猟友会員が減少しています。
- ⑪農山漁村が持つ魅力的で豊かな自然や、その地域でしかできない体験に都市住民の関心が高まっています。

<課題>

- ①農業用施設の計画的な改修等により、施設の長寿命化と営農の安定化を図る必要があります。
- ②集落等による管理体制への支援により、農地や農業用施設の持続的な保全を図る必要があります。
- ③農地・農用業施設の防災減災対策としての整備及び活用を推進する必要があります。
- ④農地再生の取組を支援し、遊休農地の解消・発生防止に努める必要があります。
- ⑤ほ場整備事業を推進するなど、効率的かつ安定的な農業経営を図るとともに、担い手への集積を図る必要があります。
- ⑥産米品質（収量）の安定化とともに、ネギなどの園芸生産拡大により、農業所得の確保を図る必要があります。
- ⑦就農意欲の喚起と就農後の定着を図るとともに、地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要があります。
- ⑧村上牛ブランド維持の安定化を図る必要があります。
- ⑨市内農産物の魅力を更に高めるとともに、消費拡大を図る必要があります。
- ⑩有害鳥獣の捕獲体制の構築と駆除負担の軽減を図り、農作物被害の防止に努める必要があります。
- ⑪自然豊かな地域資源を活かし、交流人口の拡大など、農村地域の活性化を図る必要があります。

<主要施策>

1. 農業用施設の保全と農地の有効利用

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①老朽化が著しい農業用施設の計画的な改修により、施設の長寿命化を図ります。②多面的機能支払交付金により、地域の共同活動を支援し、農地や農業用施設の保全を図ります。③防災・減災対策としての農業用施設の整備や田んぼダムの取組支援を通じ、流域の治水を推進します。④意欲ある生産者と遊休農地をつなぐ仕組みを支援し、遊休農地の解消と農地の有効利用を図ります。
------	---

2. 農業経営の安定化と担い手の確保

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①生産コストの低減、園芸導入による産地づくりのため、ほ場整備事業を推進するとともに、ロボット技術や ICT 等の先進技術の活用によるスマート農業の導入を推進します。②戸別経営体から大規模経営体や法人経営体への移行を推進し、農業経営基盤の強化を図ります。③非主食米や高収益な野菜への生産転換により、農家所得の確保を図ります。④新潟県と共に就農相談から経営定着まで、きめ細やかに支援し、新規就農者及び新規就業者の確保・育成を図ります。
------	--

3. 農産物のブランド化と消費拡大の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①村上牛の生産基盤強化を図り、ブランド維持に必要な出荷頭数の維持・向上に努めるとともに、後継者に対する支援や新規就業者確保に向けた取組を推進します。②「岩船産コシヒカリ」や「やわ肌ねぎ」等のような市内農産物のブランド化や他産地との差別化により、高品質で競争に強い農産物の育成を支援します。③農産物の地産地消により、生産や販路を安定させるとともに、市内農産物の魅力発信に努めます。
------	---

4. 有害鳥獣対策の強化・拡充

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①ICT 機器の整備を進め、有害鳥獣駆除従事者の負担軽減を図ります。②電気柵の設置や ICT・IoT などの先進技術を用いた捕獲システムの導入等により、有効な有害鳥獣対策を推進します。③地域ぐるみでの捕獲体制の構築と荒廃農地の利活用などにより、鳥獣被害の出にくい環境づくりを推進します。④捕獲技術向上の研修会の開催や、捕獲罠有資格者を増やすとともに、捕獲罠の保有数も増やすことにより、イノシシ被害の抑制を図ります。
------	--

5. 農村地域の活性化

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①農村地域の活性化を促すため、村上地域グリーン・ツーリズム協議会の事業支援を継続的に実施し、農村部における体験交流型観光を推進します。
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
新規就農者数	1人	2人
農業算出額	197.7億円 (R1)	217.3億円
わな免許取得者数	18人	20人

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①地域住民の協力による農道や用排水路等の維持・保全 ②市内農産物の消費（購入）拡大 ③鳥獣駆除（自然共生）への理解醸成	① 地産地消の取組の実践

政策3-2 林業

<政策の方針>

豊かな森林を守り育てる林業づくり

- ①森林資源の循環利用と林業の成長産業化の両立を図ります。
- ②脱炭素や再生可能エネルギーの利活用のため、森林が持つ可能性を本市林業の発展に資する取組を推進します。
- ③林業体験や研修会等を通じ、林業の担い手や新規就業者の確保・定着を図ります。
- ④市民生活に憩いと潤いをもたらす森林資源の保全のため、計画的な森林育成と治山施設の整備、病虫害の予防事業などを推進します。
- ⑤市産材の利用促進や木材生産の低コスト化等により、林家所得の向上を図ります。

<現状>

- ①林業にかかわる働き手が減少傾向にあり、管理の行き届いていない森林が増加しています。
- ②松くい虫の被害は、徹底した防除事業により減少傾向にあります。
- ③市内には広葉樹資源が豊かである一方で、十分に活用されていません。
- ④脱炭素や再生可能エネルギーの重要性が増しており、森林資源の持つ可能性が見直されつつあります。
- ⑤木材価格に占める生産、流通コストの割合が高く、低コスト化や施業現場での安全性の向上が求められています。
- ⑥林業事業体と製材・木材加工業者や工務店との連携が図られておらず、在庫などの情報が共有されていません。
- ⑦輸入材使用や住宅メーカーによる建築の増加など、消費者ニーズの変化等により、市産材の利用が少なくなっています。
- ⑧森林や木材に関する知識伝承が薄れ、若い世代の木離れが進んでいます。
- ⑨木材価格の低迷や林業従事者の高齢化により、担い手不足が進行しています。

<課題>

- ①森林の実情に即した計画的な森林整備により、森林の健全な保全と育成を図る必要があります。
- ②松林の持つ機能保全と病虫害の抑制に努める必要があります。
- ③市の特産品への使用など、広葉樹資源の有効活用を図る必要があります。
- ④脱炭素社会の実現を目指し、森林が有する機能を発揮させるとともに、エネルギー利用を図る必要があります。
- ⑤先進技術の導入などにより、林業経営の効率化を図る必要があります。
- ⑥木材需要に関する情報共有を図るなど、木材生産の安定化と流通の効率化を図る必要があります。
- ⑦市産材の持つ優れた特性の普及や、木材利用に対する需要を喚起する必要があります。
- ⑧木とふれあう機会を創出するなど、森林や木材との関わりを深める必要があります。
- ⑨林業の魅力や森林・木材に対する興味を醸成し、新規就業者の確保を図る必要があります。

<主要施策>

1. 森林の保全と森林資源の活用

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①森林経営管理制度に基づき、森林の経営管理が行われていない森林を市が森林所有者と林業経営者との仲介役となることで適切な経営管理を行います。②土砂災害防止などの森林の有する公益的機能が十分に発揮されるように、広葉樹林等の保全と再生に努めます。③松くい虫防除事業を継続して森林の保全に努め、新たな被害発生を抑制を図ります。④コナラ林をしいたけの原木等として利用するほか、シナノキ等の樹皮を利用した「羽越しな布」や「村上木彫堆朱」で使用する天然漆の生産により、広葉樹資源の活用を図ります。⑤林床を利用して栽培できる林間ワサビ等の栽培を支援し、林間・林床の有効活用と林家所得の向上を図ります。
------	--

2. 林業における脱炭素社会実現に向けた取組の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①林業経営に適さない森林については、自然観光林やCO2吸収林等として、森林の持つ多面的機能が発揮される森林整備を進めます。②森林資源を木質バイオマスエネルギーをはじめとした新たなエネルギー源として有効活用を図ります。③地球温暖化対策のため、森林資源を利用したカーボン・オフセットを進めていきます。
------	--

3. 効率的な林業経営の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①高性能林業機械やICT技術等を用いたスマート林業の導入により、生産性の向上と低コスト化を図ります。②自然条件が良く林業経営に適した人工林は、森林経営の集積・集約化や路網の整備を進め、林業的利用を積極的に進めます。③施業の効率化等が期待される「森林基幹道岩船東部線」の早期開通を目指し、地域一体となった要望活動を行います。
------	---

4. 村上市産材の利用促進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①市産材の供給体制（サプライチェーン）を構築し、計画的に森林資源の利活用を図ります。②補助金等により、木材の消費効果を高め、市産材の利用促進と建築物等の木質化を推進します。
------	---

5. 未来を担う人づくり

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①木育や森林環境学習活動により、木に触れ、木に親しむ心を醸成し、林業への関心拡大を図ります。②若者を対象とした林業体験イベントなどにより、林業への関心を高め、新規就業者の確保に努めます。
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
林業の新規就業者数	11人	10人
市産材生産量	61,685 m ³	90,000 m ³
木育インストラクター	20人	100人

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①森林に親しむ「木育」活動への協力 ②薬剤散布の実施に対する理解と私有林での病虫害被害木の適正処理 ③建築物等における市産材の利用 ④市内林産物の利用	①建築物等における市産材の利用 ②市内林産物の利用

政策 3-3 水産業

<政策の方針>

豊かな水産資源を活かした魅力ある水産業づくり

- ①漁港や海岸保全施設の老朽化対策及び機能強化を進め、漁業の生産基盤を確保します。
- ②資源管理型漁業の推進により、漁業経営の安定化を目指し、水産資源の保護育成を図ります。
- ③水産業の魅力を高めるとともに、新規就業者の支援を進め、担い手の育成と確保に努めます。

<現状>

- ①海面及び内水面漁業協同組合は、漁業者数の減少に伴い組合員数の減少が進んでおり、魚価の低迷等とも相まって厳しい経営となっています。
- ②漁獲量の減少や魚価の低迷などにより、漁業経営は厳しい状況となっています。
- ③防波堤など漁港施設等は老朽化により、漁業生産基盤の機能が低下しています。
- ④漁業経営体の大半は、家族を中心に漁業を営む漁家であるが、生活や仕事に対する価値観の多様化などにより、漁業に就業する人が減少し、後継者不足となっています。
- ⑤水産物のブランド化や販路拡大に取り組んでいるものの、価格の低迷や流通経費の増加などにより、生産者を取り巻く環境は厳しさを増しています。

<課題>

- ①漁業協同組合の取組を支援するなど、水産資源の維持と利用の両立を図る必要があります。
- ②漁業者が持続的かつ安定的に漁業を営めるよう、漁業者の負担軽減を図る必要があります。
- ③漁業施設の機能強化を図るなど、施設の長寿命化に努める必要があります。
- ④漁業に関心を持つ者など、意欲ある漁業者を確保し、担い手として育成していく必要があります。
- ⑤市内水産物の魅力を高め、広めるとともに、付加価値向上に努める必要があります。

<主要施策>

1. 漁業経営の安定化と水産資源の管理

主な取組	<p>①海面及び内水面漁業協同組合の投資的事業を支援するとともに、水産資源保護のため稚魚放流事業に対して助成し、経営の安定化と資源管理型漁業を推進します。</p> <p>②漁業者等が設備などを購入する際に借り入れる資金利子の一部を助成し、漁業経営の維持・安定を図ります。</p>
------	---

2. 漁港等の保全

主な取組	<p>①中浜・府屋・脇川・桑川漁港の老朽化した施設を計画的に改修し、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>②漁港海岸保全施設の長寿命化計画に基づき、保全区域に指定された海岸部の防護や環境整備を行い、海岸部の保全を図ります。</p>
------	---

3. 漁業担い手の確保・育成

主な取組	<p>①漁業や県などと連携して、漁家以外の新規就業希望者が円滑に就業できるよう支援し、担い手の確保を図ります。</p> <p>②国・県・市の制度を活用し、新規就業者の負担軽減を図ります。</p> <p>③新規就業者の段階に応じた支援を行い、漁業への就業と定着の促進を図ります。</p>
------	--

4. 水産物の消費拡大

主な取組	<p>①鮮度の良い水産物を市内飲食店等で積極的に活用し、市内消費の拡大と流通コストの軽減を図ります。</p> <p>②水産物の加工・販売など6次産業化を進め、生産者の所得向上を図ります。</p> <p>③イベントの開催やインターネットなどを活用した情報発信により、市内水産物の魅力向上に努め、消費拡大と販路拡大を図ります。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
漁業の新規就業者数	—	5人
市内の水揚量	2,111 t	2,200 t
水産業の市内総生産額	1,160 百万円	1,200 百万円

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①地元水産物の積極的な消費（購入）やPRに協力	①地元水産物の積極的な消費（購入）やPRに協力

政策3-4 商工業

<政策の方針>

地域に根ざした商工業により活気あふれるまちづくり

- ①商工団体等と連携し人材育成や販路拡大等により、地域に根差した商業活動の活性化を図ります。
- ②後継者の育成や販路開拓、ブランド力強化等により、地場産業の活性化を図ります。
- ③空き地・空き工場等の有効活用を図るとともに、新規進出企業と既存企業への支援を充実し、雇用の増大を図ります。

<現状>

- ①市内中小企業等は売上減少や求人難、設備の老朽化など多くの課題を抱えています。また、後継者がなく事業承継が困難な企業等も現れています。
- ②「村上木彫堆朱」や「羽越しな布」は本市の誇るべき伝統的工芸品ですが、職人の高齢化や後継者不足、原材料の確保が困難な状況となっています。
- ③大型店舗の進出や空き店舗の増加などにより、地元商店街が衰退しています。
- ④定期市場の出店者が高齢化しており、新たな出店もなく年々縮小しています。
- ⑤コロナ禍をきっかけに、企業が地方へ移転する動きが広がっています。

<課題>

- ①市内産業の活性化に向け、市内中小企業を支援するとともに、既存企業の経営強化や事業承継を支援する必要があります。
- ②後継者の確保・育成等を図るとともに、新たな商品開発や販路の確保により収益増加を図る必要があります。
- ③消費者の変化など、商店街の役割が変化する中で、ニーズを捉えた商店街に変化していくことが求められています。
- ④定期市場の利用しやすい環境整備を図るとともに、新規出店者の確保に向けた取組を推進する必要があります。
- ⑤企業動向を的確かつ迅速に捉えるとともに、新たな業種の企業進出に向けた取組を推進していく必要があります。

<主要施策>

1. 市内産業の活性化と中小企業支援

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①商工関係団体や市内金融機関と連携し、創業予定者の相談体制及び経営指導の充実を図るとともに、多様な人材確保に向けた取組を支援します。②新製品開発やECサイト出店などの販路開拓等を支援し、新事業の創出と雇用の拡大を推進します。③研修会への参加や専門家の受入れ、セミナーの開催を支援し、人材育成と産業振興を図ります。④運転・設備資金の融資制度と信用保証料補給により、商工業者の資金調達の円滑化を図ります。⑤関係機関等と連携を図り、事業継承に関する体制・取組について検討を進めます。
------	--

2. 伝統的工芸の振興

主な取組	<p>①伝統的工芸品の魅力づくりや新たな商品開発や販路開拓への取組を支援し、収益性を高めるとともに後継者の確保を図ります。</p> <p>②産地組合と連携し、売上回復に向けた認知向上と販売機会の創出を図るとともに後継者の育成に努めます。</p> <p>③林業分野との連携により、伝統的工芸品の原材料となる「漆」や「シナノキ」の確保に努めます。</p>
------	---

3. 商店街・定期市場の活性化

主な取組	<p>①商店街・商工団体と連携し、個店の魅力を活かした商店街づくりや消費者ニーズに対応した環境整備に対する支援を行います。</p> <p>②空き店舗などを有効活用した創業支援等により、商店街の活性化を推進します。</p> <p>③定期市場の出店者と共に利用しやすい環境の整備や利用促進のためのPRを行い、出店者と利用者の増加を図ります。</p> <p>④新たな出店者の確保に向け、試行的な出店等を検討・支援し、定期市場の活性化を図ります。</p>
------	---

4. 企業誘致及び事業拡大企業への支援

主な取組	<p>①企業訪問により企業の現状と今後の動向を把握します。</p> <p>②村上市企業設置奨励条例により投資の促進と雇用の創出を図ります</p> <p>③サテライトオフィスとしての進出など、IT企業等の誘致活動を推進します。</p> <p>④空き土地や空き工場の情報収集と情報発信を図るとともに、新たな工業用地の確保に努めます。</p>
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
新規企業立地件数	3社	5社
市補助金を活用し売上増加した事業者割合	39%	50%
空き店舗を利用した創業者等	8件	13件
市内企業の建物等の設備投資	35件	50件

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①地元商店の利用</p> <p>②企業立地への理解と協力</p>	<p>①商品開発など個店の魅力づくり</p> <p>②経営基盤の強化や良質な商品・サービスの安定供給</p>

政策 3-5 観光

<政策の方針>

地域の魅力を磨き、活かしたおもてなしのまちづくり

- ①各種情報メディアや先進映像技術等を活用したプロモーションの展開により、本市の認知度を向上させます。
- ②インバウンド観光や滞在型・体験型観光など多様な観光ニーズに対応できるよう、多様な連携を図り、観光推進体制を強化していきます。
- ③既存の観光関連施設の保全・活用やアクセス環境、おもてなし環境の整備を進め、観光客の来訪・集客を図ります。

<現状>

- ①本市には、全国に誇るべき観光資源や特産品がありますが、全国的な認知が不足しています。
- ②観光施設は、経年劣化等により改修が必要な時期となっています。また、日本海沿岸東北自動車の工事が進められており、道の駅の機能拡張が望まれています。
- ③本市を訪れる外国人観光客は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、近年は皆無となっています。
- ④新型コロナウイルス感染症の影響により、旅行の形態が個人化へと加速しているとともに、旅行の目的も多様化しています。

<課題>

- ①先進技術の活用や、来訪者に市の魅力を知っていただき誘客につなげるため、多彩な観光プロモーションを進める必要があります。
- ②観光施設の整備・改修や、多様な活用により利便性と利用率の向上を図る必要があります。
- ③アフターコロナを見据え、外国人観光客の関心が高い情報提供と環境整備を図る必要があります。
- ④新たな旅行形態に対応するとともに、本市が持つすべての観光コンテンツを活用するなど、本市への誘客を図る必要があります。

<主要施策>

1. 多彩な観光プロモーションの推進

主な取組	<p>①観光情報誌や SNS などのほか、VR や AR などの先進映像技術の活用による観光情報の提供と本市への誘客を図ります。</p> <p>②本市の豊かな食材や食文化を来訪者に提供・紹介することにより、市内製品の PR と観光地としての魅力発信を図ります。</p> <p>③EC サイトなどを活用し、市内特産品の魅力を発信するとともに、市内へ訪れるきっかけづくりを推進します。</p>
------	--

2. 観光施設の整備と利用促進

主な取組	<p>①観光客のニーズに応じた施設整備や、道の駅のリニューアルなどにより、観光客の利便性の向上を図ります。</p> <p>②既存施設を計画的に改修するとともに、多様な活用方法を検討し、利用率の向上を図ります。</p>
------	--

3. 外国人観光客の誘客促進

主な取組	<p>①インターネット等を活用して、市内の食や自然景勝地など本市の魅力を広めるとともに、ファムトリップにより外国人観光客の誘客を促進します。</p> <p>②多様な連携による受入体制の充実を図るとともに、本市の鮭文化など特色ある地域資源を活用した体験型観光を推進します。</p> <p>③観光情報の多言語化や Wi-Fi 環境の整備などにより、訪日外国人観光客の利便性向上を図ります。</p>
------	--

4. 旅行スタイルの変化への対応

主な取組	<p>①近隣圏をターゲットとした、日帰り・宿泊旅行やキャンプ・アクティビティーなど多彩なプラン提案に向けた支援を検討し、マイクロツーリズムの推進を図ります。</p> <p>②市内における感染防止対策を積極的に情報発信するなど、観光客が安心して来訪できる取組を推進します。</p> <p>③市内で活躍されている人材を観光資源として、人が人を呼ぶ新たな旅の形について検討します。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
観光入込客数	1,280,123 人	2,095,000 人
外国人観光客入込数	67 人	1,600 人

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①おもてなしの気持ちの向上	①市外への積極的な PR に協力
②観光のまちにふさわしい景観の美化活動	②良質なサービスの提供
③市内への積極的な PR に協力	

政策 3-6 港

<政策の方針>

物と人の交流が生まれ、賑わいあふれる港づくり

- ①港湾環境整備施設を利用した観光・交流の活性化により、港周辺の賑わい創出を図ります。
- ②港湾施設の整備により船舶の安全運航の確保と物流・産業拠点としての機能強化を図ります。

<現状>

- ①「みなとフェスティバル」や「さかなまつり」等の開催により賑わいを見せています。また、港湾緑地に複合遊具を設置するなど、住民等の憩いの場として利用されています。
- ②岩船港は「みなとオアシス越後岩船」として登録を受けており、国と連携したイベント等の情報発信に取り組んでいます。
- ③港湾の機能保全を図るため、新潟県において航路浚渫が継続して実施され、また、航路埋没対策として防砂堤の整備に着手しています。
- ④岩船港における船舶乗降人員数は新型コロナウイルス感染症の影響もあり、減少しています。また、海上出入貨物量も減少しています。

<課題>

- ①イベント等での利用促進や港湾環境施設の整備などにより、みなとを核とした賑わいを創出する必要があります。
- ②「みなとオアシス越後岩船」の魅力を全国に発信するなど、みなとを核としたまちづくりを進めていく必要があります。
- ③港湾機能の保全とともに、災害時における輸送手段の代替性を確保する必要があります。
- ④県や民間団体と連携した取組などにより、岩船港の利用促進を図る必要があります。

<主要施策>

1. みなとの賑わい創出の促進

主な取組	①港湾緑地や広場の利用促進を図るため、官民協働で新たなイベント等の創設に向けた取組を推進します。 ②港湾環境施設の整備を進めるとともに、レクリエーション利用の拡充について検討します。 ③国土交通省のホームページを活用した広域的な情報発信など、国と連携して賑わいの創出や知名度の向上を図ります。
------	--

2. 港湾機能の保全と防災拠点としての整備促進

主な取組	①港湾機能保全のため、浚渫事業を継続的に実施します。 ②漂砂による航路埋没や海岸浸食の対策としての防砂堤の早期完成を図ります。 ③災害時における輸送手段の代替性を確保するため、緊急輸送物資の拠点としての整備を促進します。
------	--

3. 海上物流輸送拠点としての利用促進

主な取組	①県や岩船港利用促進協議会等と連携したポートセールスを実施します。 ②粟島航路の活性化や民間取引の誘引など、港湾荷役取引の増加を目指した取り組みを推進します。
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
防砂堤の整備率	5%	100%
イベント来客数	300人	17,200人
荷役取扱量	134,928 t	149,000 t

<市民等の協力や役割>

市民	事業者・団体
①港で開催されるイベントへの積極的な参加	①行政と岩船港利用促進協議会の一体的な活動 ②港で開催されるイベントへの積極的な参加

政策3-7 就労・雇用

<政策の方針>

誰もが働きやすく、やりがいを持って活躍できるまちづくり

- ①職場体験や相談体制等の就労支援を充実させるとともに、市内企業の情報も充実させ就労を希望する人が就業しやすい環境の整備を図ります。
- ②仕事と家庭の両立が可能な、男女がともに働きやすい就業環境の整備を図ります。

<現状>

- ①進学率の向上により、市内企業へ就職する高校生の割合が減少しています。
- ②少子高齢化や若者の市外流出の増加により、市内企業の人手不足が常態化しています。
- ③求人企業と求職者の希望する職種が合わないなど、雇用のミスマッチが続いています。
- ④仕事に就くのが難しい状態の若者が増加傾向にあります。
- ⑤結婚、出産を経験した女性が、安心して働ける職場環境が求められています。

<課題>

- ①市内企業の新卒採用への取組を支援するなど、若者の地元就職を促進する必要があります。
- ②職業体験の機会創出などにより、市内企業への就職促進を図るとともに、UI ターンを含めた多様な人材確保に努める必要があります。
- ③IT 企業など新たな業種の企業進出に向けた取組を推進していく必要があります。
- ④就労が困難な若者に対する支援や相談体制の更なる充実を図る必要があります。
- ⑤官民が連携して男女問わず全ての労働者が働きやすい職場環境の改善に努める必要があります。

<主要施策>

1. 若者の地元就職促進と多様な人材確保

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①若年者雇用促進法に基づく認定制度により、企業が求める人材の円滑な採用を支援します。 ②高校生向けの就職説明会や職場見学などの開催により、地元就職を促進します。 ③インターンシップ制度を活用し、地元企業を改めて知ってもらう機会を創出し、市内企業への就職を促進します。 ④市内企業の情報発信等を積極的に行うなど、UI ターン就職に向けた取組を推進します。 ⑤IT 企業等を含めた新たな業種の誘致活動を推進します。 ⑥高齢者や障がい者など多様な人材確保に向けた取組を推進します。
------	--

2. 無業者への就労支援

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①地域若者サポートステーションと連携し、就労に向けた取組を推進し、若者の社会的自立を図ります。 ②関係機関と連携した相談体制の充実を図り、無業者の就労支援を推進します。
------	---

3. 就労環境の改善強化

主な取組	<ul style="list-style-type: none"> ①企業と共に職場環境の改善に対する取組を推進します。 ②ハッピー・パートナー企業登録やイクメン応援プラス、子育て応援プラスの認定を促進し、仕事と家庭生活の両立ができる職場環境の充実を図ります。
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
新卒高校生の市内就職率	56.7%	65.0%
就労相談利用者の就職者数	93 人	143 人
ハッピー・パートナー企業数	42 社	47 社

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①雇用助成制度の利用	<ul style="list-style-type: none"> ①就業環境改善への協力 ②高校、大学や企業等の連携による雇用のミスマッチの解消

政策4-1 学校教育

<政策の方針>

子どもたちを育む学校教育の充実したまちづくり

- ①地域と連携しながら本市の歴史・文化に愛着を持った人材育成を推進します。
- ②未来を担う子どもたちの学力の向上と健やかな体づくりに向け、少子化や多様化する教育ニーズに対応した質の高い教育を推進します。
- ③就学援助や特別支援教育の実施のほか、安全な学校施設の整備や通学時の安全確保など、誰もが安心して学べる環境づくりを推進します。

<現状>

- ①全小中学校に学校運営協議会を設置し、地域と学校が子どもたちの健全な成長に寄せる思いと責任を共有するためのコミュニティ・スクール事業に取り組んでいます。地域の将来を担う人材を育成するため、地域と学校のより一層の連携・協働が求められています。
- ②GIGAスクール構想の実現に向けた1人1台端末と校舎の高速大容量ネットワーク整備を進めてきました。
- ③少子化や核家族化、国際化や情報化など社会があらゆる面で急激に変化する中、地域や家庭環境も大きく変化しています。増加傾向にある不登校、自傷行為のほか、インターネットによるいじめへの対応など、子どもの心に寄り添った教育と支援が求められています。
- ④学校小規模化による部活動数の減少や、部活動を担ってきた教員の長時間労働の対応を進めるため、中学校部活動の在り方検討に努めてきました。
- ⑤児童生徒数が減少する中、特別な支援を要する子どもや、経済的に困窮する家庭は増えています。子どもたちが安心して学び、個性を活かすことのできる環境整備が求められています。
- ⑥市内15校が関わる小・中学校の学校統合に取り組んできましたが、児童生徒数の減少及び学校小規模化による影響はさらに顕著となってくることが想定されます。

<課題>

- ①コミュニティ・スクール事業を中心に、地域と学校が一体となった、特色ある学校づくりや学習活動の充実を図る必要があります。
- ②ICTの有効活用により、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと、協働的な学びの保障に努め、学力の基礎・基本の確実な定着を図る必要があります。
- ③時代の変化にも適応できる豊かな心と健やかな体の育成を進めるため、幅広い学習活動の展開と充実を図るほか、多様な立場を理解し合う、共生社会に向けた人権教育の推進が必要です。
- ④休日部活動の地域移行を起点とした、地域と連携した中学校部活動の環境整備を進めていく必要があります。
- ⑤支援員の適正な配置や、関係機関等と連携を図りながら、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導、支援を行い、誰もが等しく学び合える環境づくりを進めていく必要があります。
- ⑥建築から年数を経た校舎等も多く、少子化が進む将来を見据えた教育環境の在り方を、地域を交えて考えていく必要があります。

<主要施策>

1. 地域と連携した教育の推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①学校運営協議会を活用したコミュニティ・スクール事業を推進します。②地域の素材を活用した体験活動や地域の課題について考える学習活動を通じて、郷土愛を育む特色ある学習への支援を図ります。③防犯、交通安全、防災教室の実施等、地域や関係機関と連携した子どもたちの安全な環境づくりを進めます。④保育園などと学校間の情報共有、緊密な連携に努め、幼保小中連携した教育を推進します。⑤自らの生き方を考え、進路や未来を切り拓く、地域と連携したキャリア教育を推進します。
------	--

2. 学ぶ意欲と確かな学力の向上

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①学力の基礎・基本の確実な定着を図る教育を推進します。②整備された ICT を活用し、高度情報化社会に対応した教育を行うため、教員の指導力向上等を図ります。③グローバル化に対応した外国語教育を推進します。④家庭学習の定着を目指した、学習事業の推進を図ります。
------	--

3. 豊かな心と健やかな体の育成

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①いのちと心に関する学びの充実を図ります。②適応指導教室と各校の連携を強化し、不登校傾向の子どもに寄り添った環境づくりを行います。③体力、運動能力、運動習慣を把握、分析し、体力向上を図るとともに、家庭と連携した食育を推進します。④「村上市部活動方針」にのっとり、生徒にとっても教員にとっても魅力ある中学校部活動を行える環境整備を推進します。⑤音楽鑑賞事業等を通じて文化芸術活動の推進に取り組みます。⑥多様な立場を理解し認め合う学習を進め、差別やいじめのない共生社会に向けた人権教育を推進します。
------	--

4. 誰もが安心して学べる環境づくりの推進

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①就学援助事業や奨学金制度を継続し、誰もが等しく学び合うことのできる環境づくりを推進します。②特別な支援を要する子どもの「個別の教育支援計画」を作成し、関係機関等と連携した教育活動を進めるとともに、時代のニーズに合った子どもへの支援に努めます。③子どもの個性を活かし、「個」にあった学習を進めるため、支援員等の適正な配置に努めます。
------	--

5. 望ましい教育環境の整備

主な取組	<ul style="list-style-type: none">①老朽化やバリアフリー化等に対応した、安全・安心な学校施設設備の充実を図ります。②通学時の安全確保を図るため、スクールバス運行や、スクールガード・リーダーを中心とした見守りボランティア体制の充実を図ります。③児童、生徒にとってより望ましい学習環境を目指し、本市の学校の適正規模や施設の維持・改修を検討するため、教育環境の在り方について地域を交えて協議を進めます。
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
学校の教育活動に参加したボランティア延べ人数	13,007 人	30,000 人
N R T 偏差値平均	小 6 国語 52.1 算数 52.4 英語 実施せず 中 3 国語 48.3 数学 47.3 英語 46.3	小 6 国語 54 算数 54 英語 50 中 3 国語 50 数学 50 英語 50
不登校発生率	小学校 0.77% 中学校 4.97%	小学校 0.7% 中学校 3.9%
体力テストでの優位項目の割合（対全国平均）	中 2 実施せず (R1 50%)	中 2 50%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①コミュニティ・スクール事業や郷育教育への参画 ②家庭での対話や学習・運動習慣定着への協力 ③通学も合わせた児童・生徒の見守り	①事業所等のキャリア教育への協力 ②通学も合わせた児童・生徒の見守り

政策 4-2 生涯学習

<政策の方針>

生涯を通じた学びと成果が活かせるまちづくり

- ① 学習の場・機会の充実や情報提供に努め、時代とともに変化する多様な価値観やライフステージに応じた学習環境づくりを推進します。
- ② 学習で得た知識や技術を発揮・活用できる取り組みや地域づくりを進めます。
- ③ 学ぶ意欲を持つすべての市民に情報が提供できるよう、多様な図書館資料の確保や、環境整備を推進します。

<現状>

- ① 家庭環境の多様化が進み、子育て環境が複雑化する中で、柔軟な子育て支援や家庭教育のサポートが求められています。
- ② 青少年期～高齢期にわたる世代に応じた教育支援を行っていますが、情報化社会の進展やライフスタイルの変容により、社会人の学び直しやアクティブラーニングの必要性が注視されています。
- ③ 情報化社会の進展や利便性の向上により、「個」の幸福追求が重視される中、地域社会の維持・存続が危惧されています。
- ④ 学びの支援と人がつながる公民館活動を維持するため、市民が利用しやすく、活動に参加しやすい環境整備が求められています。
- ⑤ 生涯にわたる主体的な学びのための図書館サービスを市全域で享受できるよう、ネットワークシステムによる地区図書室運営および移動図書館事業を実施しています。
- ⑥ 図書館利用者の減少傾向が続いており、特に若い世代の読書活動は鈍化しています。また、地域に関係なく子どもたちが図書館を利用しやすい環境整備が求められています。

<課題>

- ① 民間団体等と連携した子育て・家庭教育支援講座を実施していますが、支援を要する人への情報提供が課題となっており、より幅広い団体との連携を進めていく必要があります。
- ② 多様化するニーズに即した教育支援や教育活動の実施と、若者を含む多くの市民が当事者意識を持って活躍できる取り組みを進めていく必要があります。
- ③ 地域学習講座の更なる充実に加え、地域が連帯し、主体となって課題解決に向かうソーシャルキャピタルを形成するための教育活動を促進する必要があります。
- ④ 公民館施設の維持整備のほか、活動において ICT を取り入れるなど、子どもから大人まで一緒に取り組むことができる環境づくりを進める必要があります。
- ⑤ 令和元年制定の読書バリアフリー法に対応した図書館におけるサポートのほか、来館困難者への対応を充実させるなど、誰もが利用しやすい環境整備とサービスを進めていく必要があります。
- ⑥ より身近で利用しやすい図書館づくりを進めるほか、読書活動の機会の創出と、保護者等市民の意識啓発などが必要です。

<主要施策>

1. 家庭教育支援の充実

主な取組	<ol style="list-style-type: none">① 絵本を介して乳幼児と保護者が触れ合うブックスタート事業に取り組みます。② 体験活動と座学を組み合わせた親子講座の実施に取り組みます。③ 家庭教育の理解と実践を支援するため、就学児健康診断における講座の実施に取り組みます。④ 各種団体と連携した教育支援を進めるほか、各種研修会等を通して家庭教育への支援者の養成に努めます。
------	---

2. ライフステージに応じた学習機会の提供

主な取組	<p>①各少年団（村上市健民少年団、緑の少年団）の活動・運営への支援に努めます。</p> <p>②講座等の開催日時を検証・検討し、ニーズに即した実施に努めます。</p> <p>③学習の成果を発揮する機会の提供に努め、学びの循環を図ります。</p>
------	---

3. 主体的・協働的な学びの推進

主な取組	<p>①地域学習講座の実施に取り組みます。</p> <p>②「放課後子ども教室」等、子どもたちを地域で育むための支援に取り組みます。</p> <p>③地域が主体となって推進する青少年健全育成活動の支援に努めます。</p>
------	--

4. 「むすび、つながる」公民館活動の充実

主な取組	<p>①「学び」の成果を発揮する機会の提供に努めます。</p> <p>②各種講座の提供に際し、ICTの活用を図ります。</p> <p>③学習の拠点となる地区公民館施設の維持整備に努めます。</p>
------	--

5. 学びを高める読書活動の推進

主な取組	<p>①地域の課題解決や学びを支える情報を市民に等しく提供できるよう、読書バリアフリーを考慮した資料など多様な図書館の蔵書や視聴覚教材を確保します。</p> <p>②図書館を利用する機会の創出や提供サービスの充実に努め、市民が図書に親しみやすい環境づくりを推進します。</p> <p>③「村上市子ども読書活動推進計画」に基づき、子どもの読書活動の重要性に対する市民の意識啓発を図り、子どもたちが自主的に読書に親しむ機会を、地理的、身体的来館困難者にも提供できる環境整備を推進します。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
生涯学習課講座の参加者数	3,518人	6,000人
社会教育関係団体登録数	130団体	150団体
市民一人あたりの図書貸出点数（平均）	2.3冊	3.0冊

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①学習機会への積極的参加・参画</p> <p>②地域指導者の連携</p> <p>③家庭での読書活動への働きかけ</p>	<p>①市主催の講座等に対する協賛や支援</p>

政策 4-3 文化芸術

<政策の方針>

文化芸術に親しみ、歴史・文化財を守り繋いでいくまちづくり

- ①文化芸術に対する市民の関心や教養を深めるため、優れた文化芸術作品にふれ合える機会の充実を図ります。
- ②地域の貴重な財産である文化財の保存活用を図るとともに、伝統芸能等を担う後継者や関係団体の支援、普及啓発に努めます。
- ③各種計画に基づき、史跡ごとに管理・修理を行うとともに、来訪者の理解促進に向けた活用を図ります。

<現状>

- ①文化芸術活動の担い手の高齢化と後継者不足が生じています。
- ②文化財所有者や保存団体の高齢化が進むとともに、歴史資料の散逸が見られます。
- ③無形民俗文化財の後継者不足が進むとともに、屋台や道具類の修繕経費の負担が大きいため、将来的な文化財の保護・継承への影響が懸念されます。
- ④人口減少や少子高齢化に伴い伝統的建造物の空き家化・老朽化が進み、歴史的な町並みが失われています。
- ⑤国史跡の整備が計画よりも遅れており、十分に活用しきれいていません。

<課題>

- ①文化芸術作品の鑑賞機会を増やすなど、若い世代の芸術活動に対する意欲の向上を図る必要があります。
- ②文化財と所有者の現状を把握するほか、歴史資料の所在確認を行う必要があります。
- ③無形民俗文化財に関する情報発信や発表機会を増やし、後継者の育成に努めるとともに、各種支援制度等により保存にかかる経費負担を軽減する方策を考える必要があります。
- ④文化財的価値を有する伝統的建造物を多く含む歴史的な町並みを保存する必要があります。
- ⑤国史跡の整備を計画に沿って推進し、保存活用計画にのっとり積極的な活用を図る必要があります。

<主要施策>

1. 文化芸術の振興

主な取組	①市美術展覧会や市内外美術作品の展覧会を開催し、市民が身近な場所で文化芸術作品にふれ合える機会を創出するとともに、様々なジャンルの文化芸術作品を紹介するなど、市民の創作活動意欲の向上を図ります。
------	---

2. 文化財保護と伝承の推進

主な取組	<p>①市内の文化財全般を適切に保存・活用するために「村上市文化財保存活用地域計画」を策定します。</p> <p>②市文化財補助金等による指定文化財所有者及び保存団体への支援を行います。</p> <p>③村上祭の屋台行事や大須戸能など市内の無形民俗文化財を正しい姿で後世に引き継ぐため保存修理事業を推進するとともに、発表機会の提供等を通じて後継者育成に対する支援を行います。</p> <p>④市内の文化財に関する情報発信や文化財に触れる機会の充実などにより、市民の関心と保存への理解を深めます。</p> <p>⑤伝統的建造物群保存地区を決定し、歴史的な町並みの保存・活用を推進します。</p>
------	--

3. 史跡の保存と活用の推進

主な取組	<p>①国民共有の財産である史跡平林城跡・村上城跡・山元遺跡を保存するために、各種計画に沿った管理と修理に努めます。</p> <p>②保存活用計画に基づき、史跡を適切に保存、公開するとともに、積極的に活用しながら、文化財への理解と郷土の誇りの醸成を図ります。</p> <p>③史跡ごとに整備基本計画を策定・改定し、計画に基づきながら整備を進め、史跡の保存と活用を推進します。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
美術展覧会観覧者数	2,178 人/回	2,000 人/回
市指定文化財数	145	150
各史跡における現地説明会や講演の開催数	2 回/年	2 回/年

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①文化財保護に対する理解と協力</p> <p>②開催事業等への参加と理解</p>	<p>①文化財の調査・保護に対する協力</p> <p>②市民の文化芸術活動への支援</p> <p>③伝統行事への協力</p>

政策 4-4 スポーツ

<政策の方針>

誰もがスポーツに親しみ、アスリートが育つまちづくり

- ①誰もがスポーツ活動に親しめる場・機会の充実を図りながら、スポーツ人口の増加と実施率向上に努めます。
- ②競技スポーツを推進するため、専門指導者の確保・育成や各種大会の誘致等に努めます。
- ③多様なニーズに対応できるよう、施設の整備や地域資源の有効活用を図ると同時に、スポーツ団体との連携による推進体制の整備を図ります。

<現状>

- ①健康志向の高まりや心の豊かさ、充実感、生きがいをもたらしてくれるものとして、スポーツへの関心が高まっています。一方で、社会環境やライフスタイル等の変化により、積極的にスポーツをする人とそうでない人の二極化が見られます。
- ②多様化する地域のニーズに即したスポーツ環境を維持していかなければなりません。総合型地域スポーツクラブは、各地区の体育施設の指定管理者として、施設の維持管理のほか、地域にあったスポーツ教室等を企画、実施しています。
- ③体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員は市民の健康増進、競技力の向上、普及啓発などスポーツ振興のための事業を実施していますが、指導者の高齢化や担い手不足が進んでいます。
- ④村上市スケートパークでは、ジュニア選手の育成・強化を行い、市内外からスケートボードの愛好者が集う「スケートボードの聖地」を目指す取り組みを行っています。東京2020オリンピック競技大会などの効果もあり、スケートボードを始める人が増加しています。
- ⑤社会体育施設の多くが建築後30年以上を経過し老朽化が進んでいます。

<課題>

- ①スポーツがもつ価値に対する市民の理解を深めるとともに、スポーツを楽しく気軽にはじめられる環境づくりが必要です。
- ②総合型地域スポーツクラブのほか、体育協会やスポーツ少年団、スポーツ推進委員などのネットワークづくりを進め、各スポーツ団体が長所や資源を活かすため、相互に連携し合う体制づくりが必要です。
- ③障がいのある人がスポーツを楽しめる環境づくり、障がい者スポーツの理解・普及促進が求められています。
- ④学校部活動改革を踏まえ、地域の各スポーツ団体と協働・融合した部活動の環境整備が求められています。
- ⑤競技スポーツを支えるスポーツ指導者の確保と指導技術の向上を進める必要があります。
- ⑥村上市スケートパークの一層のPRを進めるとともに、スケートボード初心者向け教室の充実、アスリートの育成・支援に力を入れる必要があります。
- ⑦スポーツ施設の老朽化が進む中、市民のニーズや地域の現状、複合的に活用されている施設等に配慮し、計画的に整備を進めていく必要があります。

<主要施策>

1. 生涯スポーツの推進

主な取組	<p>① 幼児期からスポーツに親しめる環境づくりを進め、生涯にわたりスポーツを通じた健康づくりを推進します。</p> <p>② 休日の中学校運動部活動の段階的な地域移行について、総合型地域スポーツクラブや関係機関と連携し、地域の支援体制づくりを進めます。</p> <p>③ 若年期から高齢期までライフステージに応じた教室の実施に取り組むほか、障がいのある人がスポーツを楽しめる機会の提供や環境づくりを進めます。</p> <p>④ スポーツと異分野との連携により、健康スポーツの普及やスポーツの価値の向上に努めます。</p>
------	---

2. 競技スポーツの推進

主な取組	<p>① 指導者の指導技術向上のため、指導者養成事業に取り組むとともに指導者の活動環境の整備に努めます。</p> <p>② 村上市スケートパークを活かして、大会や合宿を積極的に誘致し、観光や商工業と融合した地域活性化を図ります。</p> <p>③ 市民がより高度なスポーツに触れることのできる環境整備に努め、アスリートの育成・支援を行います。</p>
------	---

3. スポーツ環境の整備・充実

主な取組	<p>① 市民が安全で利用しやすいスポーツ施設の整備を進めるため、「スポーツ施設整備計画」に基づき、施設の最適配置や、計画的な修繕等を進めます。</p> <p>② 総合的なスポーツの推進が図られるよう、各スポーツ団体の連携を図るとともにスポーツ推進組織等の体制整備に努めます。</p> <p>③ 自然環境や地域資源を活用するなど施設以外でもスポーツに親しむ場の創出に努めます。</p>
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
市の各種スポーツ団体が実施するスポーツ事業の参加者数	54,397 人	66,400 人
全国大会の出場者数	11 人 ※R1…83 人	110 人
スポーツ施設利用者数	298,340 人	404,200 人

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>① 地域でのスポーツ活動の実施</p> <p>② スポーツ観戦や、競技者への応援</p> <p>③ ボランティア等としての支援活動</p>	<p>① 市主催のスポーツイベント等への協賛・支援</p>

政策5-1 共生社会

<政策の方針>

誰もが自分らしく暮らせるまちづくり

- ①市民一人ひとりの人権や多様性を尊重する地域社会を目指し、人権や多様性に関する教育や啓発活動などを進めます。
- ②お互いの人権を尊重し、あらゆる人が社会の中で対等に意思決定に参画できる仕組みづくりを進めます。
- ③グローバル化への対応を進め、異なる文化を持つ人々との相互理解を深め、多様な人材が様々な場面で関わる地域社会の形成を進めます。

<現状>

- ①人権の問題は多様化・複雑化が進んでおり、より迅速できめ細やかに対応するため、「人権教育・啓発推進計画」に基づき、人権教育・啓発活動に取り組んでいます。
- ②インターネットやSNSによって誰でも簡単に情報発信できる時代になった一方、それによる差別やいじめ、誹謗中傷などが容易に拡散されるなど、人権侵害も増えています。
- ③令和2年の意識調査では、前回（平成25年）と比較して人権に対する関心はやや高まったものの、人権侵害を受けたと思った人もやや増加しており、人権尊重の意識はまだ十分とは言えません。
- ④意識調査における男女の平等感では、男女の役割を固定的に捉える意識が男性側に依然として残っていることが伺われます。
- ⑤「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」が平成28年に施行、法整備は進みましたが、認知度はまだ低い状況です。
- ⑥技能実習生などとして外国人が増えつつある状況にあり、多様な人が関われる地域社会の形成が求められています。

<課題>

- ①人権課題に対応するため、人権について考え、学ぶ多様な機会を提供していく必要があります。
- ②インターネットの普及やSNSの広がりにより、他人の名誉の侵害や差別を助長する表現など悪質な人権侵害が増える中で、被害者への相談対応等の支援が必要となっています。
- ③人権について、多くの方に理解を得る取り組みを続けることのほか、抜本的な対策がないことが課題となっています。
- ④コロナウイルス感染症拡大による感染者等への差別や中傷などが起きています。社会情勢の中で新たに生じる差別に対しても、毅然と立ち向かう粘り強い取り組みが必要です。
- ⑤国籍や文化の違う人々への相互理解を深め、国際感覚を持った人材育成を進めていく必要があります。

<主要施策>

1. 人権尊重の推進

主な取組	①講演会・研修会・映画上映会などを通じて、人権を身近に感じられ、かつ参加しやすい工夫を実施し、参加者増を図ります。 ②イベントでのパネル展や啓発リーフレット配布など、あらゆる機会を利用して、人権啓発を進めます。 ③県などが主催する研修会への参加を推進します。 ④教職員を対象にした研修会を実施し、人権教育の充実を図ります。
------	--

2. 男女平等の推進

主な取組	①男女共同参画計画に基づき、総合的かつ効果的な施策を進めます。 ②各種委員会への女性の登用を推進します。 ③女性が働きやすい環境づくりを推進します。
------	--

3. 多文化共生の推進

主な取組	①多様な人が地域の活動に参加し、共に作り上げる地域社会の形成に努めます。 ②国際感覚と世界に向けた広い視野を持つ人材育成を推進します。 ③外国人に対する情報提供に配慮し、利用状況に応じ案内板や発行物など多言語による表示に努めます。 ④様々な国の文化にふれる機会をつくとともに、交流団体等との連携づくりに努めます。
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値（R2）	目標値（R8）
人権講演会等の参加者数	(R1:180人) R2:0人	400人
各種委員の女性登用比率	20.1%	25%
市内外国人の人数	327人（R3.4.1時点）	520人

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①一人ひとりの人権に対する意識の向上 ②人権問題や男女共同参画などへの理解 ③人権や男女共同参画講演会等への参加	①組織内における相談体制の整備 ②提供するサービスや情報の多言語化

政策5-2 地域づくり

<政策の方針>

市民が主役となり自ら活動するまちづくり

- ①市民協働のまちづくりを推進するため、市民への意識啓発や情報提供と人材育成を支援します。
- ②地域活性化や地域課題の解決を促進するため、地域おこし協力隊や集落支援員の配置を促進します。
- ③起業・創業の支援、結婚による新生活への支援等により、移住・定住を促進します。

<現状>

- ①地域活動の推進母体である地域まちづくり組織は、地域の特性を活かしながら、地域住民主体の活動を展開していますが、少子高齢化の進展により、どの組織も担い手が不足している状況にあります。
- ②町内・集落における行事や活動については、役員や行事参加者の固定化や減少が進んでいる傾向にあります。
- ③市民協働のまちづくりは、地域住民と行政が補完し合いながら、地域の課題解決に取り組むことを目指していますが、行政主体の意識が強い状況にあります。
- ④地域が抱える課題にきめ細かく対応するため、地域おこし協力隊や集落支援員の配置を進めていますが、受け皿となる地域が少なく、導入が思うように進まない状況にあります。
- ⑤移住・定住対策をさまざま展開していますが、周知不足等により移住や定住が進まない状況にあります。

<課題>

- ①地域住民への協働のまちづくりに対する意識啓発と、担い手の確保を更に進める必要があります。
- ②地域住民と行政とがより対等な立場で、地域活性化に向けた取組みができる体制づくりを進める必要があります。
- ③地域おこし協力隊の隊員及び集落支援員の拡充を図るため、地域が抱える課題の認識と共有を深化させ、受入地域の掘り起こしを進める必要があります。
- ④関係人口創出・拡大に引き続き取り組み、外部人材と地域がつながる仕組みづくりを構築していく必要があります。
- ⑤地域の魅力発信と、移住者等のニーズに合わせた施策を展開していく必要があります。

<主要施策>

1. 市民協働のまちづくりの推進

主な取組	①協働意識醸成のため、地域まちづくり組織や各種団体等への研修会等の実施や情報共有を図ると共に、担い手となる人材の育成を推進します。 ②地域課題の解決に向けた取組みを促進するため、地域住民が主体となった新たな魅力を創造する事業を支援します。 ③地域まちづくり組織等の取組みの実態に見合わせたまちづくり交付金の見直しを行います。
------	--

2. 地域の組織強化と活性化の推進

主な取組	①地域おこし協力隊等の導入を促進するため、地域ニーズの把握と受入地域の発掘を行い、マッチングの強化を図ります。 ②地域住民と共に集落の現状や課題に対する意識共有と地域の自主的な活動を支援するため、集落支援員の配置を推進します。 ③地域おこし協力隊や集落支援員が、地域活性化に向けた活動を円滑に行うための活動拠点の確保を推進します。
------	---

3. 関係人口の拡充

主な取組	①研修会やワークショップ等の開催による、外部人材と地域の関わりを継続します。 ②インターネットやSNSを活用した情報発信を推進します。 ③イベント等の交流事業による交流人口から関係人口へつながる仕組みづくりを進めます。
------	---

4. 移住・定住の推進

主な取組	①住まいの情報や助成制度等の移住に関する情報発信を強化します。 ②空き家バンクを活用した移住者の住まいへの補助等により移住者への支援を推進します。 ③移住者の市内での起業・創業への相談・サポートを充実させます。 ④子どもや若い世代が、将来にわたって村上市に誇りをもてるまちづくりを推進します。 ⑤結婚による市内での新生活への支援を推進します。
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
まちづくり拠点の確保数	2	5
地域おこし協力隊の隊員数（累計）	17人	30人
関係人口関連事業への参加者のうちリピート率	34.6%	40%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
①まちづくりに関する意識の醸成に協力 ②市民協働のまちづくり活動への参加 ③地域おこし協力隊の受入れや隊員への支援	①地域活動への積極的な参加

政策 5-3 広報広聴

<政策の方針>

市の情報が広く伝えられ、市民の声が届くまちづくり

- ①多様な広報ツールを活用し、市民が情報を受け取りやすくするとともに、わかりやすく親しみやすい広報に努めます。
- ②市民と行政が情報を共有するため、多様な意見を得る機会を創出するとともに、市政への参加意識を高めます。

<現状>

- ①市報むらかみを、お知らせ版を含めて毎月2回発行しています。手に取って読まれる広報として、読みやすく、親しみやすい広報誌となるよう常に工夫した紙面づくりに努めています。
- ②スマートフォンの普及により、知りたい情報を手軽に、かつタイムリーに得られる時代になりました。情報発信の形も紙からデジタルへの代替が進んでいます。
- ③令和2年に市ホームページを全面リニューアルし、既存情報の整理、スマートフォンに適したデザイン、様々なデジタルツールと連動するなど、情報発信の充実に取り組んでいます。
- ④自治体情報発信アプリやSNSなど、それぞれの機能特性を活かし、行政情報ははじめ、地域の話題や旬の情報を配信しています。
- ⑤主に市内に通う大学生や専門学校生、高校生を対象とした市長とのふれあいトークを実施し、市の現状や将来についての意見を聴取し、市政運営に反映させるよう努めてきました。
- ⑥透明性の高い行政と、市民の市政参加を促進させるため、計画や条例制定などをする際はパブリックコメントや、ホームページによる意見提案の受付などを行っています。

<課題>

- ①市報むらかみの配布について、町内によっては配布が大変という意見があるほか、印刷コストが上昇していることなど、今後の発行方法について対応していく必要があります。
- ②情報発信の手段として依然、紙による広報を求める傾向もあることから、市民が情報を得やすい状況を維持しつつ、デジタル化を進めていく必要があります。
- ③市ホームページの充実と、活用を促す仕組み、利便性の向上を図る必要があります。
- ④時代に相応した情報発信の在り方や運用方法を研究し、市の情報・市民の声が双方向に届く仕組みづくりに努めていく必要があります。
- ⑤ふれあいトークでは、学生からの提案や意見集約が進んだことから、対象者の変更を検討する必要があります。
- ⑥パブリックコメントについては、より意見が出やすい環境整備を今後も図っていく必要があります。

<主要施策>

1. 広報活動の充実

主な取組	<p>①広報誌とデジタルツールの長所と短所を検討し、情報発信を組み合わせることにより、市民がより情報を得やすい広報にしていきます。</p> <p>②見やすいホームページとしていくため、ホームページによる情報発信の利用を高めます。</p> <p>③災害時における市の情報伝達手段として SNS を活用するなど、各 SNS の機能特性を活かした広報に取り組みます。</p> <p>④視覚障がい者や日本語を話せない外国人への情報伝達の手段として、市ホームページなどの多言語化や読み上げソフトを導入し、ユニバーサルデザインに取り組みます。</p>
------	---

2. 広聴活動の充実

主な取組	<p>①身近なテーマなどを設定しながら、参加しやすく建設的な意見交換や聴取の機会をつくり、施策反映に取り組みます。</p> <p>②市長とのふれあいトークは、地域の活力を失いかねない人口減少問題に照準を合わせ、市に移住した若者や、市内で活躍する女性などを対象に意見や提案を伺う機会としての開催を検討します。</p> <p>③行政の透明性を高め、市民による市政参加を促進させるため、パブリックコメント制度を継続します。</p> <p>④誰もがタイムリーに意見提案できるよう環境整備を図ります。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
市ホームページのアクセス数	4,276,104	6,000,000
各 SNS の市公式アカウントのフォロワー数	2,441 (R3. 10. 13)	5,000
パブリックコメントに寄せられる意見数	98	200

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①積極的な市政への参加</p> <p>②市の情報の積極的な発信</p> <p>③各 SNS の市公式アカウントのフォロー</p>	<p>①積極的な市政への参加</p> <p>②市の情報の積極的な発信</p>

政策5-4 デジタル

<政策の方針>

デジタル技術を活用した利便性の高いまちづくり

- ①ICT等の新技術やデータを活用し、十分なセキュリティに配慮したうえで、市民の利便性向上や行政事務の効率化を図ります。
- ②情報通信施設による放送系、通信系の安定したサービス提供のために、適切な更新事業及び維持管理を行います。

<現状>

- ①基幹系システムについては、サーバ機器等を外部データセンターに設置し、安定した運用、災害等への対策、セキュリティ強化図っています。
また、内部情報システムについては、クラウドサービスを継続利用しており、令和4年10月から、運用経費の適正化と自治体間の情報共有等の観点から、新発田市・胎内市との3市による共同利用を予定しています。
- ②デジタル化による利便性の向上を市民が享受できるよう行政手続きのオンライン化が求められています。
- ③日々変化するデジタル技術やその活用に関する十分なセキュリティを確保するため、常に状況を把握し対策を講じていかなければなりません。
- ④今後、デジタル社会の基盤となるマイナンバーカードの普及が求められおり、同カードの普及促進を進めています。
- ⑤着実に自治体DXを主とするデジタル化を推進するため、専門の知識を有する外部人材の活用や職員の育成が不可欠です。
- ⑥告知システムについては、機器等の適切な更新により安定的なサービス提供を図っています。
- ⑦放送系設備は、機器類に故障が生じてきており、部分的に更新を行っています。

<課題>

- ①社会全体のデジタル化を進めるため、行政サービスにおけるICTやデータ活用による、利用者目線に立った新たな価値を創出することが求められています。
- ②今後、自治体DXを推進する中で、各種行政手続きについてオンラインサービスの提供を積極的に拡大していく必要があります。
- ③ネットワークやシステム形態を踏まえ十分なセキュリティを確保するため、適宜セキュリティポリシーの改定や職員を対象としたセキュリティ研修を行うことにより、セキュリティ対策の徹底を図る必要があります。
- ④今後、ICT等の新技術を利用した地域課題の解決による、持続可能な地域づくりに向け、活用が求められています。
- ⑤市内のマイナンバーカード普及率は3割程度となっており、一層の普及促進に取り組んでいく必要があります。
- ⑥確実及び的確にデジタル化を推進するため、各フェーズに合わせ専門分野に精通した外部人材の登用やアドバイスを求めるほか、基本的なデジタル知識を有する職員の育成を図る必要があります。
- ⑦現行の告知システムの老朽化が進んでおり、防災機能に重点を置いた次期告知サービスの検討・構築が必要です。
- ⑧現行の放送機器が全ての地区で、10年を経しているため、安定的なサービスの観点から適切な機器更改を計画的に実施する必要があります。

<主要施策>

1. 自治体 DX の推進

主な取組	<p>①国や県と連携し、計画的にデジタル技術の導入を進めます。</p> <p>②限られた人的資源の中で、業務を効率化し、市民のニーズに対応していくため、AI・RPAの活用を進めます。</p> <p>③市民の利便性向上や新たな生活様式の確立のため、各種行政手続きのオンライン化とマイナンバーカードの普及・利活用の促進に取り組めます。</p> <p>④不測の事態に伴う業務継続の観点から、十分なセキュリティに基づくテレワーク体制の構築を図ります。</p> <p>⑤専門知識を有する外部人材等からの適切なアドバイスを積極的に求めるほか職員の育成を図ることで、着実に自治体 DX を推進します。</p>
------	---

2. 地域で抱える課題解決のための ICT・データの活用

主な取組	<p>①地域で抱える課題解決のために ICT 等の新技術やデータの活用を推進します。</p> <p>②市民の ICT やデータ活用に係るサポートや教育環境づくりを推進します。</p> <p>③市内の公共 Wi-Fi 整備を推進します。</p> <p>④必要により専門知識を有する外部人材を活用し、ICT を用いた地域の課題解決を適切に推進します。</p>
------	---

3. 次期告知サービスへのスムーズな移行

主な取組	<p>①防災機能に重点を置いた次期告知サービスの構築に向けた取組みを進めます。</p>
------	---

4. 放送設備の計画的な更新

主な取組	<p>①経年に伴う故障等による放送事故防止のため、必要な調査を実施のうえ、緊急性の高い設備から計画的に更新することで安定したサービスの提供を図ります。</p>
------	---

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
職員のセキュリティ研修の受講率	100%	100%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①情報通信施設の利活用</p> <p>②情報通信施設使用料の納付</p>	<p>①専門的な技術を活かした ICT 技術普及への協力</p> <p>②オープンデータの活用</p>

政策 5-5 行政運営

<政策の方針>

効率的な行財政運営による持続可能なまちづくり

- ①健全で安定した財政運営に向け、自主財源の確保や財政基盤の強化に努めるとともに、財政状況等を公表します。
- ②公共施設等公有財産の適正な管理・運営に努めます。
- ③効率的で魅力的なサービスの提供に努めるとともに、より透明性の高い健全事業の実施を図ります。

<現状>

- ①歳入の安定化を図るため、適正かつ公正な賦課徴収を行っています。
- ②限られた財源の中で、効率的・効果的な行政サービスの提供を実現していかなければなりません。
- ③遊休施設の老朽化が進み、危険性のある物件も多くなっています。
- ④市民ニーズが多様化、高度化する中で、市職員の業務量が増加し、高度な専門性などが求められています。
- ⑤近隣市町村と共通する課題について、連携して解決に取り組む広域行政の推進が求められています。
- ⑥平成 27 年に村上岩船定住自立圏共生ビジョンを策定しており、これに基づき、圏域の課題の解決に向けた広域行政を進めています。

<課題>

- ①適正かつ公正な賦課徴収のほか、納税環境の改善を進め、財源確保に努める必要があります。
- ②財政状況の透明性を高めるため、財政収支見通しにより本市の財政運営上の課題を明らかにする必要があります。
- ③単式簿記による現金主義会計では把握できない情報（ストック情報やコスト情報）を市民に説明する必要性が高まっています。
- ④未利用財産の売却や有効活用を積極的に推進し、歳入の増加や維持管理費の削減を図る必要があります。
- ⑤限られた市職員の中で、求められるニーズへの確に対応し、健全な行政運営を将来にわたり維持していくためには、職員一人ひとりが意識改革と能力向上を図り、事務事業の見直しや組織改編による業務の効率化を進める必要があります。
- ⑥市の自主性・自立性を尊重しながら、効率的で魅力的なサービスの提供に努め、近隣市町村や民間との連携を進めていく必要があります。

<主要施策>

1. 歳入の安定化

主な取組	①市税の適正かつ公正な賦課徴収を行うことなどにより、自主財源の確保に努めます。 ②市税の納付手段の拡充などにより、収納率の維持向上を図ります。
------	--

2. 財政状況等の公表

主な取組	<p>①持続可能な財政運営を行うため、中期的な財政収支見通しを作成し、市報やホームページによる公表を行います。</p> <p>②統一的な基準による財務書類を作成し公表するとともに、事業別・施設別のセグメント分析が可能となるよう調査研究を行います。</p>
------	---

3. 公有財産・公共施設の適正管理

主な取組	<p>①計画的な施設の解体処理や遊休・未利用財産の売却を進め、公有財産の適正管理に努めます。</p> <p>②「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設マネジメントプログラム」により、効果的かつ効率的な公共施設運営を図ります。</p>
------	--

4. 組織・職員改革と効率的な事務事業の推進

主な取組	<p>①多方面の研修実施により、市民ニーズに対応できる職員の育成や組織の充実を図ります。</p> <p>②人事評価の実施により、職員の意識改革を促し、能力開発と人材育成を推進します。</p> <p>③職員定員適正化計画により、計画的な職員の適正配置と効率的な行政運営を行います。</p> <p>④事務事業評価の実施など、事業の継続的な改善に向けた仕組みを整えることにより、より効果が高く透明性の高い事業実施を図ります。</p>
------	---

5. 広域行政・官民連携の推進

主な取組	<p>①地域医療体制の充実や地域防災力の向上など、近隣市町村との連携を図ります。</p> <p>②村上岩船定住自立圏（村上市、関川村、栗島浦村）において、協力関係を尊重しつつ、魅力ある地域づくりと社会基盤の強化を推進します。</p> <p>③市と民間企業等が連携することにより、市民にとってより良い公共サービスの提供を図ります。</p>
------	--

<成果指標（目標値）>

成果指標	現況値 (R2)	目標値 (R8)
市税の収納率	99.03%	99.10%
実質公債費比率	12.7%	11.0%

<市民等の協力や役割>

市 民	事業者・団体
<p>①納税意識の向上及び遅延のない納税</p> <p>②市が公開する情報の取得</p> <p>③アンケートや市政への積極的な協力</p>	<p>①アンケートや市政への積極的な協力</p>